

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月29日

【発行者名】 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg)
S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 寺脇 恒

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通
り 287 - 289番
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 青山 正幸

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
(MUAM Global Cayman Trust)
- 新興国高利回り社債ファンド 米ドル建
(Emerging High Yield Corporate Bond Fund USD)
- 新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
(Emerging High Yield Corporate Bond Fund AUD AUD-hedged)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
新興国高利回り社債ファンド 米ドル建受益証券: 100億アメリカ合
衆国ドル(約1兆1,362億円)を上限とする。
新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ受益証券:
100億オーストラリア・ドル(約8,095億円)を上限とする。
(注1) 各サブ・ファンドは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異
なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。各サブ・ファンド
の参照通貨は以下の通りである。
新興国高利回り社債ファンド 米ドル建: アメリカ合衆国ドル(以下
「米ドル」という。)
新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ: オーストラリ
ア・ドル(以下「豪ドル」という。)
(注2) 米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、平成28年2月29日現在の株式会社
三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=
113.62円および1豪ドル=80.95円による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成28年4月28日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により追加・訂正するため、また、管理会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、副管理会社であるMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.および格付会社S & Pグローバル・レーティングの名称変更に伴う変更等、記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 第1 5 ファンド情報 ファンドの状況 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 1 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 第1 1 特別情報 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

１ ファンドの運用状況

ＭＵＡＭグローバル・ケイマン・トラスト（MUAM Global Cayman Trust）のサブ・ファンドである新興国高利回り社債ファンド 米ドル建（Emerging High Yield Corporate Bond Fund USD）および新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ（Emerging High Yield Corporate Bond Fund AUD AUD-hedged）の運用状況は以下のとおりである。

（１）投資状況（資産別および地域別の投資状況）（平成28年５月末日現在）

<米ドル建>

資産の種類	地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	バミューダ	5,967,879.69	99.54
現金・その他の資産 （負債控除後）		27,851.27	0.46
合計（純資産総額）		5,995,730.96 (665百万円)	100.00

（注１）投資比率とは、各サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、便宜上、平成28年５月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝110.94円および１豪ドル＝79.82円）による。以下、特に記載がない限り、米ドルおよび豪ドルの円金額表示はすべてこれによる。

（注３）ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されているが、各受益証券は、米ドル建てまたは豪ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り各受益証券の基準通貨をもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

資産の種類	地域名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	バミューダ	1,651,034.67	99.90
現金・その他の資産 （負債控除後）		1,658.41	0.10
合計（純資産総額）		1,652,693.08 (132百万円)	100.00

(２) 運用実績

純資産の推移

平成28年５月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
平成27年６月末日	9,008,654.85	999,420	0.008261	0.9165
７月末日	8,313,897.97	922,344	0.008008	0.8884
８月末日	7,831,706.65	868,850	0.007723	0.8568
９月末日	7,179,132.23	796,453	0.007352	0.8156
10月末日	7,201,090.43	798,889	0.007667	0.8506
11月末日	6,921,201.74	767,838	0.007579	0.8408
12月末日	6,185,458.58	686,215	0.007283	0.8080
平成28年１月末日	5,894,509.10	653,937	0.007134	0.7914
２月末日	5,756,012.57	638,572	0.007150	0.7932
３月末日	5,965,480.14	661,810	0.007455	0.8271
４月末日	6,067,294.93	673,106	0.007602	0.8434
５月末日	5,995,730.96	665,166	0.007567	0.8395

(注１) 会計期末の純資産総額については、費用・現金等に係る一定の調整がなされた財務書類上の数値を記載しているため、各月末の営業日の数値と異なる場合がある。以下同じ。

(注２) 各月末の数値は、販売および買戻目的のため計算されたものである。そのため、中間計算期間末の純資産総額および一口当たり純資産価格は、中間財務書類中の数値とは一致しないことがある。以下同じ。

<豪ドル建 豪ドルヘッジ>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
平成27年６月末日	4,794,394.69	382,689	0.007904	0.6309
７月末日	4,618,172.47	368,622	0.007665	0.6118
８月末日	4,390,050.95	350,414	0.007388	0.5897
９月末日	4,086,482.86	326,183	0.007007	0.5593
10月末日	4,229,475.65	337,597	0.007252	0.5789
11月末日	3,335,041.38	266,203	0.007145	0.5703
12月末日	2,432,473.13	194,160	0.006864	0.5479
平成28年１月末日	2,048,338.37	163,498	0.006688	0.5338
２月末日	1,854,177.18	148,000	0.006655	0.5312
３月末日	1,700,237.52	135,713	0.006848	0.5466
４月末日	1,715,729.35	136,949	0.006911	0.5516
５月末日	1,652,693.08	131,918	0.006818	0.5442

< 参考情報 >

純資産総額および1万口当たりの純資産価格の推移（2013年3月8日（運用開始日）～2016年5月31日）



- 課税前分配金再投資換算1万口当たり純資産価格は、各サブ・ファンドの公表されている1万口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1万口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。

分配の推移

平成28年5月末日までの1年間の1口当たりの分配の額は、以下のとおりである。

< 米ドル建 >

計算期間	1口当たり分配金	
	米ドル	円
平成27年6月1日～平成28年5月末日	0.00048	0.0533

< 豪ドル建 豪ドルヘッジ >

計算期間	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
平成27年6月1日～平成28年5月末日	0.00060	0.0479

< 参考情報 >

分配の推移（2016年５月31日現在）

米ドル建	
単位：米ドル	
第1計算期間 (2013年3月8日～2013年10月31日)	2.00
第2計算期間 (2013年11月1日～2014年10月31日)	4.80
第3計算期間 (2014年11月1日～2015年10月31日)	4.80
2016年 1 月	0.40
2016年 2 月	0.40
2016年 3 月	0.40
2016年 4 月	0.40
2016年 5 月	0.40
直近1年間累計	4.80
設定来累計	14.40

● 分配金は1万口当たり(税引前)の金額です。

豪ドル建 豪ドルヘッジ	
単位：豪ドル	
第1計算期間 (2013年3月8日～2013年10月31日)	3.00
第2計算期間 (2013年11月1日～2014年10月31日)	7.20
第3計算期間 (2014年11月1日～2015年10月31日)	6.70
2016年 1 月	0.50
2016年 2 月	0.50
2016年 3 月	0.50
2016年 4 月	0.50
2016年 5 月	0.50
直近1年間累計	6.30
設定来累計	20.40

● 分配金は1万口当たり(税引前)の金額です。

収益率の推移

< 米ドル建 >

計算期間	収益率（注）
平成27年 6 月 1 日～平成28年 5 月末日	- 4.38%

（注）収益率（％）＝100×（a - b）／b

a = 上記期間末の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 平成26年 5 月末日現在の一口当たり純資産価格（分配落の額）

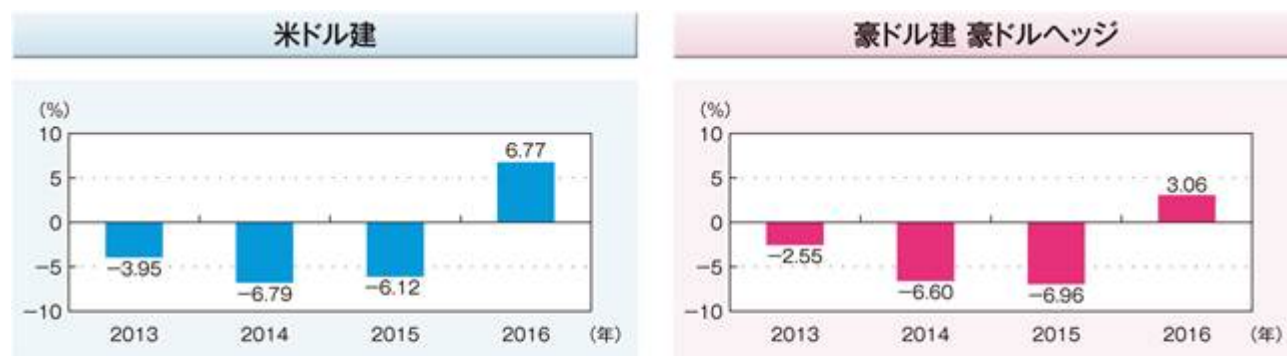
以下同じ。

< 豪ドル建 豪ドルヘッジ >

計算期間	収益率（注）
平成27年 6 月 1 日～平成28年 5 月末日	- 7.93%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



● 2013年は3月8日(運用開始日)から12月末日までの、2016年は5月31日までの収益率を表示しています。

● 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

(ただし2013年の場合、当初募集価格である0.01米ドルまたは0.01豪ドル)

● サブ・ファンドにベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

平成28年5月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに平成28年5月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

< 米ドル建 >

販売口数	買戻口数	発行済口数
30,068,333 (30,068,333)	408,101,770 (408,101,770)	792,324,812 (792,324,812)

(注) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

< 豪ドル建 豪ドルヘッジ >

販売口数	買戻口数	発行済口数
39,561,303 (39,561,303)	429,015,721 (429,015,721)	236,713,560 (236,713,560)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

() MUAMグローバル・ケイマン・トラスト - 新興国高利回り社債ファンド 米ドル建（ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）

a．ファンドの日本語の中間財務書類は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文（英語）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。

b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。

c．ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、平成28年5月31日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.94円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(１) 資産及び負債の状況

M U A M グローバル・ケイマン・トラスト
 - 新興国高利回り社債ファンド 米ドル建
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンプレラ・ファンド)

資産負債計算書

2016年４月30日現在（未監査）

（米ドルで表示）

	米ドル	千円
資産		
フィーダー・ファンドへの投資（取得原価：7,060,328米ドル）	6,053,012	671,521
現金および現金同等物	107,479	11,924
未収金：		
投資有価証券売却	29,423	3,264
資産合計	6,189,914	686,709
負債		
未払金：		
サブ・ファンド受益証券買戻し	29,375	3,259
未払印刷費用	23,510	2,608
未払投資運用報酬	21,100	2,341
未払専門家報酬	18,631	2,067
未払管理事務代行および名義書換代行報酬	14,566	1,616
未払受託報酬	7,634	847
未払保管報酬	3,961	439
未払販売報酬	2,798	310
未払管理報酬	790	88
未払代行協会員報酬	254	28
負債合計	122,619	13,603
純資産	6,067,295	673,106
純資産		
米ドル建クラス	6,067,295	673,106
	6,067,295	673,106
発行済受益証券口数		
米ドル建クラス	798,146,777 口	
	米ドル	日本円
受益証券１口当たり純資産価格		
米ドル建クラス	0.007602	1

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

M U A M グローバル・ケイマン・トラスト
 - 新興国高利回り社債ファンド 米ドル建
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
 損益計算書
 2016年４月30日に終了した６か月間（未監査）
 （米ドルで表示）

	米ドル	千円
投資収益		
フィーダー・ファンドからの収益分配	376,165	41,732
費用		
投資運用報酬	32,915	3,652
専門家報酬	24,908	2,763
管理事務代行および名義書換代行報酬	19,000	2,108
印刷費用	18,548	2,058
販売報酬	16,919	1,877
設立費用	13,795	1,530
受託報酬	4,987	553
保管報酬	3,577	397
代行協会員報酬	1,538	171
登録費用	1,282	142
管理報酬	1,230	136
費用合計	138,699	15,387
投資純利益	237,466	26,344
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
フィーダー・ファンドの売却	(442,200)	(49,058)
実現純損失	(442,200)	(49,058)
未実現評価益（評価損）の純変動：		
フィーダー・ファンドへの投資	313,252	34,752
未実現評価益の純変動	313,252	34,752
実現および未実現純損失	(128,948)	(14,305)
運用による純資産の増加	108,518	12,039

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 - 新興国高利回り社債ファンド 米ドル建
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンプレラ・ファンド）
 純資産変動計算書
 2016年４月30日に終了した６か月間（未監査）
 （米ドルで表示）

	米ドル	千円
運用による純資産の増加（減少）		
投資純利益	237,466	26,344
実現純損失	(442,200)	(49,058)
未実現評価益の純変動	313,252	34,752
運用による純資産の増加	108,518	12,039
受益者への分配	(202,088)	(22,420)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(1,040,226)	(115,403)
純資産の純減少	(1,133,796)	(125,783)
純資産		
期首	7,201,090	798,889
期末	6,067,294	673,106
	米ドル建クラス	
サブ・ファンド受益証券取引：		
受益証券		
発行	6,381,721 □	
買戻し	(147,464,188) □	
受益証券口数の純変動	(141,082,467) □	
	米ドル	千円
金額		
発行	48,431	5,373
買戻し	(1,088,657)	(120,776)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少額	(1,040,226)	(115,403)

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 - 新興国高利回り社債ファンド 米ドル建
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
 財務ハイライト
 2016年４月30日に終了した６か月間（未監査）
 （米ドルで表示）

１口当たり特別情報：

	米ドル建クラス	
	米ドル	日本円
期首１口当たり純資産価格	0.007667	1
投資純利益*	0.000283	0
投資による実現および未実現純損失	(0.000108)	(0)
運用による利益合計	0.000175	0
受益者への分配	(0.000240)	(0)
期末１口当たり純資産価格	0.007602	1
トータル・リターン**	2.45 %	
平均純資産に対する比率：		
費用合計***	3.54 %	
投資純利益***	8.67 %	

* 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

** １年未満の期間について年率換算されていない。トータル・リターンは、分配金の再投資による影響を仮定している。

*** 比率は、投資先ファンドの投資実績に関連する収益および費用の比例配分を反映していない。しかし、サブ・ファンドの投資実績は、サブ・ファンドが投資する投資先ファンドの投資実績に直接関係している。投資先ファンドの定義を参照のこと。

上記の財務ハイライトは、2016年４月30日に終了した期間における発行済受益証券を指している。
個人投資家のリターンは、申込みおよび買戻しのタイミングにより異なることがある。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

M U A M グローバル・ケイマン・トラスト - 新興国高利回り社債ファンド 米ドル建

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

財務書類に対する注記

2016年４月30日に終了した６か月間（未監査）

１．組織

新興国高利回り社債ファンド 米ドル建（以下「サブ・ファンド」という。）は、C I B C バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびミツビシＵＦＪ グローバルカस्टディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間に締結され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づき2013年１月18日付信託証書（随時補足または修正される。以下「信託証書」という。）に従って設定されたオープン・エンド型の免除アンブレラ・ファンドであるM U A M グローバル・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。2013年３月８日付で、サブ・ファンドは運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドル（「以下「機能通貨」という。）である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、目論見書および監査済み財務書類を毎年ケイマン諸島金融庁（以下「C I M A」という。）に提出することが含まれる。サブ・ファンドは、日本の金融庁（以下「J F S A」という。）に登録されている。

現在、一つのクラスが投資者に提供されている。サブ・ファンドの受益証券は、米ドル建の米ドルクラスが発行されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、フィーダー・ファンド（以下に定義する。）への投資を通じて、エマージング証券市場を有する国と経済的な結びつきを有する企業の米ドル建の高利回り確定利付債券（以下「新興国高利回り社債」という。）に主として投資することにより、インカム・ゲインの確保およびキャピタル・ゲインの獲得を目指すことである。サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラスト のシリーズ・トラストである、ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンドAのクラスF（U S D）（以下「フィーダー・ファンド」という。）にのみ投資する。

サブ・ファンドの投資運用会社は、三菱ＵＦＪ投信株式会社（以下「投資運用会社」という。）である。

サブ・ファンドの副管理会社は、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ（以下「副管理会社」という。）である。

サブ・ファンドの副投資運用会社は、ピムコジャパンリミテッド（以下「副投資運用会社」という。）である。

管理会社がその裁量により、受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2022年10月31日をもって終了する。サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドが終了した場合には、2022年10月31日以前（または以後）に終了することがある。

２．重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類には、2015年11月１日から、サブ・ファンドの中間期末である2016年４月30日までの期間が反映されている。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会の会計基準コデフィケーション（ＡＳＣ）第946号「金融サービス - 投資会社」の投資会社の会計および報告指針に従う。

以下は、サブ・ファンドが、米国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して準拠している重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価格の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、受託会社の最終権限に服し、サブ・ファンドのすべての資産の評価を行う。サブ・ファンドの純資産価額（「以下「純資産価額」という。）は、各営業日に計算される（営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京の銀行が営業を行っている日で、かつニューヨーク証券取引所（「以下「NYSE」という。）が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）。純資産価額は、管理事務、法律、監査ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、サブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。

(B) 有価証券評価

純資産価格の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券が主に取引されている市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。独立した価格決定サービスは、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。フィーダー・ファンドは、各営業日の最終純資産価格に基づき、公正価値で評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、償却原価で表示され、それは公正価値に近似する。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動の影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、NYSEが休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価格が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、副投資運用会社により誠実に決定された公正価値で評価される。副投資運用会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能で

ない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して評価される。

サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後（ただしNYSE終了前）に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。副投資運用会社またはその代理人は、サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

サブ・ファンドが純資産価格を決定するために、公正価値を使用する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、副投資運用会社と協議の上、受託会社が公正価値を正確に反映すると判断したその他の方法で価格が決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。サブ・ファンドの方針は、サブ・ファンドの純資産価格の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、副投資運用会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にサブ・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、受託会社は保証できない。サブ・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定 - サブ・ファンドは、U.S. GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーにおける投資の公正価値を開示している。このヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。

- ・レベル３－公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、副投資運用会社による重大な判断が要求される。副投資運用会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配信されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、副投資運用会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル１に分類される投資有価証券には、上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融証券が含まれる。サブ・ファンドが大きなポジションを保有しており、かつ、その証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、副投資運用会社は、当該金融商品の公表価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル２に分類される。ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンド（Ｍ）（以下「マスター・ファンド」という。）およびフィーダー・ファンドのいずれかがレベル２のインプットに基づき評価されていたとすれば、これらの有価証券も含まれる。レベル２投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。レベル３に分類される投資有価証券は、取引頻度が低いことから、重要な観測不能なインプットを有する。レベル３投資有価証券には、未公開株式および特定の社債等の有価証券が含まれる。これらの有価証券に対する観測可能な価格が入手可能でない場合には、公正価値を導き出すために評価技法が使用される。

以下の表は、2016年４月30日現在の資産負債計算書に計上される金融商品を、評価ヒエラルキー内の見出しおよびレベル毎に表したものである。*

資産：	（未調整） 同一の投資対象 の活発な市場に おける公表価格 （レベル１）	重要なその他の 観察可能なイン プット （レベル２）	重要な観察不能 なインプット （レベル３）	2016年４月30日 現在の公正価値
フィーダー・ファンドへの投資	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケット・ハイイールド・コーポレー ト・ボンド・ファンドＡ－クラスＦ（ＵＳ Ｄ）	-	6,053,012	-	6,053,012
フィーダー・ファンドへの投資	-	6,053,012	-	6,053,012

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

サブ・ファンドは、期末時点において有価証券の各レベルとの間の振替を会計処理する。2016年４月30日に終了した期間中に、レベル１、レベル２およびレベル３の間で振替はなかった。

2016年４月30日現在、レベル３として評価された有価証券はなかった。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、フィーダー・ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。有価証券の売却にかかる実現損益は個別法に基づき決定される。フィーダー・ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。フィーダー・ファンドによる元本の払戻しによる分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

2016年４月30日に終了した期間中の、フィーダー・ファンドに対する持分の購入原価および売却手取額は、それぞれ424,112米ドルおよび1,409,331米ドルであった。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資運用報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月13日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。）（当該基準日とする。）に、投資純利益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。

受益者への分配宣言により、サブ・ファンドの１口当たり純資産価格は減少するが、一受益者当たりの受益証券口数は対応して変化しない。その結果、サブ・ファンドにおける受益者の投資は、全般的に減少する。さらに、年度中にサブ・ファンドの累積投資純利益を超過して支払われたすべての分配は、元本の払戻しとしての分配の一部となる。

分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して５営業日以内に行われるものとする。

2016年4月30日に終了した期間中に宣言され、支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額(米ドル)
米ドル建クラス	202,088

(F) 外貨取引

保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの報告通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「保管会社」という。)が保管する現金残高を含むことがある。

3. 投資先ファンドへの投資

(A) 投資目的

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を行いながらトータル・リターンを最大化を図ることである。フィーダー・ファンドは、通常、ピムコ・バミューダ・トラストの独立したシリーズ・トラストであるマスター・ファンドにその資産を投資することにより投資目的の達成を目指し、通常は他の発行体の債券またはその他の有価証券に対して直接投資を行わない。ただし、キャッシュ・マネジメント目的で流動性のある有価証券、レポ契約またはその他の金融商品に対して一時的に投資することもでき、また、直接為替ヘッジ取引を行うこともできる。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資顧問会社は、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資について責任を負う投資顧問会社としてフィーダー・ファンドの受託会社によって選任されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(以下「PIMCO」という。)である。

マスター・ファンドのベンチマーク・インデックスは、JPモルガン・コーポレート・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス(CEMBI)ブロード・ノンインベストメント・グレード・サブインデックスである。

(B) 組織

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、それぞれ、バミューダ諸島の法律に基づき2005年10月31日付信託証書(随時修正される。)に従ってマルチ・シリーズ信託として設定されたオープン・エンド型のファンドであるピムコ・バミューダ・トラストのシリーズ・トラストである。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき1985年に組織された信託会社であり、受託会社(以下「受託会社」という。)として従事している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、「投資先ファンド」と総称される。

(C) 投資戦略

投資先ファンドは、通常の状態において、少なくとも純資産の80%を米ドル建の新興国高利回り社債またはかかる有価証券に関連するデリバティブに投資することを意図している。

投資先ファンドは、純資産の一部を、政府、政府機関または政府補助機関あるいはその他の政府関係法人が発行したソブリン債に投資することができる。

投資先ファンドが投資することができる確定利付商品には以下が含まれる。政府、政府機関または政府支援企業が発行または保証した有価証券（以下「政府証券」という。）、転換証券、優先証券および企業のコマーシャル・ペーパーを含む、米国内外の発行体が発行した社債および準ソブリン債、モーゲージ・バック証券およびその他のアセット・バック証券、政府および企業により発行されたインフレ連動債、ハイブリッド証券または「インデックス」証券およびローン・パーティシペーションを含む仕組債、繰延ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ、譲渡性預金証書、定期預金証書、銀行引受手形、レポ契約および逆レポ契約ならびに国際機関または超国家的機関による債務証書。

投資先ファンドのポートフォリオの平均デュレーションは、通常、ＰＩＭＣＯの金利予測に基づき０年から８年となることを見込まれている。

投資先ファンドは、取得時においてＳ＆ＰのＣＣＣ格、Ｍｏｏｄｙ'sのＣａａ格またはフィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）あるいはその他の国際的に認められた統計格付機関（以下「ＮＲＳＲＯ」という。）によるこれと同等以上の格付けを有するか、無格付けの場合、投資顧問会社がこれと同等の性格を有するものと判断した有価証券に投資する。投資先ファンドは、平均格付けがＢ－格以上となるようにする。

投資先ファンドは、単一銘柄または発行体に対して純資産の５％まで投資することができる。ただし、先進国の政府証券についてはこの上限は適用されない。

投資先ファンドは、キャッシュ・マネジメント目的で、Ｓ＆ＰのＢＢＢ格またはＭｏｏｄｙ'sのＢaa格以上の格付けを有する資産に投資することができる。

(D) 会計方針

投資先ファンドの重要な会計方針は、サブ・ファンドの重要な会計方針と一致している。

投資先ファンドは、投資有価証券を公正価値で評価し、米国公認会計士協会の投資会社に対する監査・会計ガイドと一致する会計方針を使用する。

(E) 分配

投資先ファンドからの分配は、ＰＩＭＣＯの承認を得て毎月受益者に宣言され分配される。ＰＩＭＣＯの承認は、ＰＩＭＣＯの裁量により、撤回することができる。

(F) 報酬

投資先ファンドは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬または販売報酬の対象となっていない。

(G) 清算期間

受益者は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しを請求することができる。買戻手数料は課されない。

(H) 金融商品、借入およびデリバティブ

米国政府機関または政府支援企業

投資先ファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された有価証券に投資する。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または政府補助機関により保証される債務である。米国財務省短期証券、中期証券および長期証券ならびに連邦政府抵当金庫（以下「G N M A」または「ジニー・メイ」という。）により保証された有価証券等のいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の有価証券については、米国財務省（以下「米国財務省」という。）から借入するという発行体の権利により支えられている。また、連邦住宅抵当公庫（以下「F N M A」または「ファニー・メイ」という。）等のその他の有価証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。また、その他の有価証券については政府補助機関の信用によってのみ支えられている。米国政府証券にはゼロ・クーポン証券を含むことがあり、それは発生基準での利息の支払いを行わず、利息支払型証券よりも大きなリスクを伴う。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、F N M A および連邦住宅貸付抵当公社（以下「F H L M C」または「フレディ・マック」という。）が含まれる。F N M A は、政府支援企業である。F N M A は、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービサーの一覧から、従来型の（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。F N M A が発行するパス・スルー証券は、F N M A の適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。F H L M C は、参加証書（「P C」）を発行するが、これは住宅モーゲージ・プールにある未分割の持分を表すパス・スルー証券である。F H L M C は、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、P C には米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

レポ契約

投資先ファンドは、レポ契約を締結する。通常のレポ契約の条項に従い、投資先ファンドは、売り主が買戻しを行う義務および投資先ファンドが再売却をあらかじめ合意した価格と時期に行う義務を条件とした原債務（担保）を保有する。すべてのレポ契約に関する原有価証券は、投資先ファンドの保管会社か、トライ・パーティ・レポ契約に基づき指定された副保管会社に保管される。担保の市場価値は、利息を含む買戻義務の合計額と同額またはそれ以上である必要がある。担保請求の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

逆レボ契約

投資先ファンドは、逆レボ契約を締結する。逆レボ契約は、投資先ファンドが取引相手方である金融機関に、現金と引換えに有価証券を交付し、あらかじめ合意した価格と時期に同一またはほぼ同一の有価証券を買戻す契約である。投資先ファンドは、もしあれば、契約期間中に取引相手方に交付された有価証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。有価証券への需要の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての受取利息となる、取引相手方による有価証券の使用に対する手数料を受領することがある。投資先ファンドは、逆レボ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分別保管する。

為替予約契約

投資先ファンドは、投資先ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結する。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の市場価値は変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動は投資先ファンドにより未実現利益または損失として計上される。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡し時に計上される。さらに、投資先ファンドは取引相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。これらの契約に関連し、各契約の条項に従って、有価証券を担保として認識することができる。

先物契約

投資先ファンドは、先物契約を締結する。投資先ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるエクスポージャーを管理するため、先物契約を利用する。先物契約の利用に関連する主なリスクには、投資先ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は日々の公表決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、投資先ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金の要件に従って、現金、米国政府もしくは政府機関債または限定されたソブリン債を、先物ブローカーに対して預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、評価額の変動への適切な未収金または未払金（以下「変動証拠金」という。）が、投資先ファンドにより計上される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現されたとはいみなされない。

オプション契約

投資先ファンドは、保有するまたは投資を行う予定の有価証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却する。プット・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。コール・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または終了する売却オプションからの受領プレミアムは、受取金額に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、有価証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。投資先ファンドはオプションの売り方として、原資産の売却（コール）または購入（プット）が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、投資先ファンドが清算取引の締結を行えないリスクがある。

投資先ファンドはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドは、資産項目に含まれるプレミアムを支払うが、プレミアムはその後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または終了する購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実行する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

金利スワップション

投資先ファンドは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するオプションである。金利スワップション契約を売却または購入する。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの取引相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

上場先物契約にかかるオプション

投資先ファンドは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション（以下「先物オプション」という。）を売却または購入する。先物オプションとは、原資産が単一の先物契約であるオプション契約のことである。

スワップ契約

投資先ファンドは、スワップ契約に投資する。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨もしくは市場連動収益の交換または取換えを行う投資先ファンドと取引相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され（以下「店頭取引スワップ」という。）、公認取引所等の多角的取引施設プラットフォームまたはその他の取引施設プラットフォームにおいて実行される（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。投資先ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、有価証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には、求償することができる。これらの契約の締結は、多様な度合いにより、金利、信用、市場リスクおよび資産負債計算書で認識される金額を上回る情報管理リスクの要素を含む。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の取引相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。

投資先ファンドの、取引相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって取引相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、投資先ファンドと取引相手方との間で基本相殺契約を締結することにより、また、投資先ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーを補うため、投資先ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約は、参照主体、参照債務または参照指数に不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事

者(プロテクションの買い手という。)による他方の当事者(プロテクションの売り手という。)に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、投資先ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から固定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えて投資先ファンドがスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるという理由から、売り手として、投資先ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

投資先ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの買い手に対し、()スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を受領するか、または()スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で支払う。投資先ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの売り手から、()スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を交付するか、または()スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの主体の特別な要因及び検討のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積もられる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。

社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。信用事由が発生し現金決済が選択されなかった場合、特定の参照債務に代えて、数種類の他の受渡可能債務によって受渡が行われる。他の債務による受渡能力は、(信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である)最割安受渡方法の結果となることがある。投資先ファンドは、発行体による不履行に対する保護手段の提供(すなわち、参照債務に対して投資先ファンドが保有するまたはさらされるリスクの軽減)、もしくは、特定の発行体による不履行の可能性に対するアクティブなロング・ポジションまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。

金利スワップ契約

投資先ファンドは、その投資目的を追求する通常の業務過程で、金利リスクにさらされる。投資先ファンドは確定利付債券を保有するため、金利上昇の局面においてこれらの債券の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢市場金利での収益を確保する能力を維持するため、投資先ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、投資先ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。()プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、()プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、()決められた最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、()スワップ取引全体を満了日前の所定の日時にゼロ・コストで早期解約できる権利の対価として、買い手が前払金を支払うコーラブル金利スワップ、()金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定のベンチマークとの間のフォワードの差異(またはスプレッド)を固定することを認めるスプレッド・ロック、または()異なるセグメントの短期金融市場に基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップ。

４．受益証券

2016年４月30日現在、すべての発行済受益証券は、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象し、単一の受益者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社により保有されている。当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(Ａ) 申込み

サブ・ファンドの受益証券は、各取引日（すなわち営業日）において、関連する申込注文が管理事務代行会社により受諾された当該取引日の受益証券の１口当たり純資産価格で発行される。当該純資産価格の計算は、各評価日（すなわち、各営業日および／または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）に行われる。

純資産価額の3.0%（消費税その他の税金を含まない。）を上限とする申込手数料が純資産価額に上乘せられるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が稼得する。

特定の取引日に処理されるためには、取得申込書類が、当該取引日の午後６時（日本時間）（以下「締切時刻」という。）までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込書は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

受託会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を明らかにせずに受益証券の取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

(Ｂ) 買戻し

受益者は、取引日のいつでも自己の受益証券の買戻請求を行うことができる。受益証券のいかなる買戻しの申込みについても、受益証券の買戻口数または買戻価格が示されなければならない。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の締切時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻価格は、関係するサブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格で、該当する場合は、適用される評価日に計算された第三者への手数料または源泉税控除後の金額である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻手数料は課されない。

買戻しは１口以上１口の整数倍単位で行われなければならない。

買戻代金の支払いは、受益証券証書が発行されている場合は、管理事務代行会社がこれを受領していることを条件として、適用される取引日（同日を除く）から４営業日目の日に行われる。

５．リスク要因

サブ・ファンドの投資活動は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資する金融商品および市場に付随する様々な種類ならびに様々な程度リスクにさらされている。以下のリスク要因は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明したものではない。

(Ａ) 信用リスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドがその義務を遂行できない場合に信用リスクにさらされる。サブ・ファンドはまた、間接的に、投資先ファンドの金融資産に付随する信用リスクにさらされている。投資先ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約の取引相手方が適時に元本および/または利息の支払、またその他義務を履行できない(または履行しようとししない)場合、投資先ファンドは損失を被る可能性があり、それを受けてサブ・ファンドも損失を被る可能性がある。

(B) 市場、集中および流動性リスク

サブ・ファンドの活動は、金融市場の変動にさらされる。直接的または投資先ファンドにより取られるポジションを通じてのいずれかによる市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、為替レートおよび市場のボラティリティーを含む様々な要因により決定される。投資先ファンドの投資活動により、サブ・ファンドは、ボラティリティーが高くかつ流動性が低い市場への投資および/または個々の投資に対する大幅な集中にさらされることがある。サブ・ファンドが行う投資もまた、譲渡および処分にかかる特定の制限対象となる。従って、サブ・ファンドが投資の処分を選択した時に、当該投資対象を容易に処分することが出来ないリスクおよび処分時の価格がサブ・ファンドの資産負債計算書に含まれる当該投資の金額を下回るリスクが存在する。

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付証券の価格が下落する傾向がある。比較的長期のデュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、通常は比較的短期のデュレーションを有する有価証券よりも変動しやすい。

投資先ファンドが外貨、外貨建て取引されるか収益を受け取る有価証券および外貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブを保有する場合、当該通貨の価格が投資先ファンドの基準通貨に対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、投資先ファンドの基準通貨の価格がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。外国為替レートは、多数の理由により、短期間でも相当変動しうる。その結果、投資先ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少し、それを受けてサブ・ファンドのリターンも減少することがある。

(C) 保管会社リスク

サブ・ファンドが潜在的に直接的な信用リスクにさらされる金融資産は、主に現金により構成される。サブ・ファンドの現金は、保管会社が保管している。

(D) ハイ・イールド債務証券に投資するリスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じて、格付けの低い発行体の高利回り債務証券に主に投資しているため、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクが大きくなる可能性がある。ハイ・イールド証券は、値上がり益およびより高い利回りに関する機会をより多くもたらす一方、通常、高格付の有価証券よりも大きな潜在的価格ボラティリティーを伴い、また流動性が低いことがある。ハイ・イールド証券は、発行体の継続的な元金支払能力において圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券はまた、実際のまたは認識される経済状況および産業の競合状況が悪化すると、より高格付の有価証券よりも、その影響を受けやすいことがある。

(E) 新興市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結び付いているエマージング市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの有価証券は、先進国に対する投資に伴うリスクと異なるか、またはより大きな、市場、信用、通貨、流動性、法律、政治その他のリスクをもたらすことがある。

(F) デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドは、通常、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、有価証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミスまたは不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。投資先ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引が、いかなる場合にも行うことができるというものではなく、投資先ファンドにとって利益があったとしても、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために投資先ファンドがデリバティブ取引を行うことができるという保証はない。

(G) レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、逆レボ取引、ポートフォリオの組入証券の貸付および発行日取引、延渡し取引または先渡しコミットメント取引の利用が含まれる。レバレッジは、投資先ファンドの投資余力を増強し、または取引の清算を促すのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

(H) 空売りリスク

投資先ファンドの空売り（もしあれば）は特別なリスクにさらされる。空売りは、後日より低い価格で同一の有価証券を購入することを見込んで、投資先ファンドが所有していない有価証券を売却することを意味する。先渡しコミットメントを通じてショート・ポジションを取ることができ、先物契約またはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションをとることができる。有価証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、投資先ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇に第三者に支払われるプレミアムおよび利息を加えた額に相当する損失を負担することになる。それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じさせる可能性があるというリスクを伴う。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、投資先ファンドに損失をもたらすリスクもある。

(I) 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、サブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、立法または規制により、サブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる立法または規制は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象の価値ならびにサブ・ファンドおよび投資先ファンドによる投資戦略（レバレッジの利用を含む）の実行力に悪影響を与え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全般、ならびに特に私募ファンドおよびその投資顧問会社の活動については、立法および規制による監視が強化されてきている。かかる監視により、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社への規制上の監督または関与に加え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社の法律、コンプライアンス、管理その他の負担およびコストの増加が生じ、サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたは管理会社に適用される法律または規制上のスキームにおける不明瞭さまたはコンフリクトが引き起される可能性がある。さらに、証券および先物市場は特に広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、自主規制機関および証券取引所を含む様々な米国の連邦および州の規制当局は、市場における緊急事態発生時に特別の措置を講じる権限を有している。デリバティブ取引およびデリバティブ取引従事者に対する規制は発展中の法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる進展および変更に従う。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社を規制する米国内外の代替的な規則または法律が制定される可能性があり、かかる規則または法律の適用範囲は明らかではない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社が、将来規制当局の検査または処分を受けないという保証はない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドの規制の変更または進展の効果が、その運用方法に影響し、それが重大かつ不利なものとなる可能性がある。

サブ・ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに服する。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の著しい価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確実ではなく、またかかる将来の介入の効果を予測することはできない。企業は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、発行体が将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

投資家はサブ・ファンドへの投資のすべてまたはほぼすべてを失うおそれがある。サブ・ファンドまたは投資運用会社がサブ・ファンドの目的を達成する保証はない。上記に掲げられるリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

6. 保証および補償

ファンドおよびサブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者(管理会社およびサブ・ファンドの投資運用会社を含む。)は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドのために受託会社は、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づく受託会社の最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する財産、またはサブ・ファンドの下で生じる収益、もしくは当該財産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価格の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法(改訂)におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益(配当および一定種類の受取利息を含む。)に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針(財務会計基準審議会-会計基準編纂書740)は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査(関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。)時に「認定される可能性の方が高い(more likely than not)」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関する利得またはペナルティは認められない。

８．報酬および費用

(Ａ) 管理事務代行および名義書換代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、資産ベースの取引報酬（ただし、年間45,000米ドルを下回らないものとする。）を受領する。かかる報酬は、サブ・ファンドにより計算され、毎月後払いされる。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、純資産に対して、５億米ドルまでの部分について年率0.05％、５億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04％、10億米ドル超の部分について年率0.03％を受領する。2016年４月30日に終了した期間中に管理事務代行会社および名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2016年４月30日現在における管理事務代行会社および名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｂ) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。2016年４月30日に終了した期間中に保管会社が稼得した報酬および2016年４月30日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｃ) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01％（ただし、年間10,000米ドルを下回らないものとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。2016年４月30日に終了した期間中に受託会社が稼得した報酬および2016年４月30日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(Ｄ) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率1.07％の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され、後払いされる。副投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.725％を上限とする報酬を受領する。かかる報酬は、投資運用会社によって投資運用報酬から四半期毎に計算され後払いされる。2016年４月30日に終了した期間中に投資運用会社が稼得した報酬および2016年４月30日現在における投資運用会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理会社への報酬を支払う。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年4月30日に終了した期間中に管理会社が稼得した報酬および2016年4月30日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「販売会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.55%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年4月30日に終了した期間中に販売会社が稼得した報酬および2016年4月30日現在における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年4月30日に終了した期間中に代行協会員が稼得した報酬および2016年4月30日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

9．最近公表された会計基準

2014年8月、FASBは、ASU第2014-15号「財務諸表の表示：継続企業の前提に関する不確実性の開示（以下「ASU2014-15」という。）を公表した。ASU第2014-15号は、継続企業の前提に関して重大な疑義が生じているかどうかを検討する際、経営陣に、評価日において知り得るまたは合理的に知り得る状況、事象および一定の運営計画を評価するよう義務付けている。経営陣が、その計画によって継続企業の前提に関する重大な疑義が軽減されないと結論付けた場合、財務書類の公表日（または公表が可能となる日、適用ある場合）から1年以内に継続企業の前提に関して重大な疑義が生じていることを財務書類に対する注記に記載しなければならない。ASU第2014-15号は、2016年12月15日より後に終了する年度およびその後の年度および期中期間に適用される。早期適用は認められる。

2016年1月5日、FASBは、ASU第2016-01号「金融商品 - 全般的事項（Subtopic825-10）：金融資産と金融負債の認識および測定」を公表した。当該ASUは、意思決定に有用な情報を金融商品の利用者に提供して金融商品に関する報告モデルの向上を意図しており、金融商品の認識、測定、表示および開示についての一定の解釈を公表する。当該ASUは、金融資産の信用損失の測定についても公表する予定である。ASU第2016-01号は、2017年12月15日より後に開始する会計年度（同会計年度の期中期間を含む。）から適用される。早期適用は認められる。

現時点で、かかる変更が財務書類に影響を及ぼすとは予想していない。

10．後発事象

経営陣は、当財務書類の公表日である2016年６月20日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2016年５月１日から2016年６月20日までに実施された受益証券発行金額はなく、買戻金額は123,032米ドルであった。同期間中における分配金額は、63,483米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

M U A M グローバル・ケイマン・トラスト

- 新興国高利回り社債ファンド 米ドル建

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンプレラ・ファンド)

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在(未監査)

(米ドルで表示)

	受益証券 口数	純資産比率 (%)	評価額 (米ドル)
フィーダー・ファンドへの投資 - 99.8%			
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイ イールド・コーポレート・ボンド・ファンドA - クラスF (U S D)	852,537	99.8	6,053,012
フィーダー・ファンドへの投資合計 (取得原価 : 7,060,328米ドル)		99.8	6,053,012
現金および負債を上回るその他の資産		0.2	14,283
純資産		100.0	6,067,295

2016年4月30日現在、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンド(M)(以下「マスター・ファンド」という。)の純資産の1.15%を所有していた。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する個別銘柄の公正価値のサブ・ファンドにおける持分割合がサブ・ファンドの純資産の5%を超過しているものは、以下のとおりである。

銘柄	元本 (米ドル)	公正価値 (米ドル)	公正価値の サブ・ファンドに おける持分割合 (米ドル)	純資産比率 (%)
レボ契約				
Credit Suisse				
0.420% 05/02/16	59,400,000	59,400,000	681,816	11.24

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

() MUAMグローバル・ケイマン・トラスト - 新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文（英語）の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、豪ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、平成28年5月31日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝79.82円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(１) 資産及び負債の状況

M U A M グローバル・ケイマン・トラスト
 - 新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

資産負債計算書

2016年４月30日現在（未監査）

（豪ドルで表示）

	豪ドル	千円
資産		
フィーダー・ファンドへの投資（取得原価：1,830,447豪ドル）	1,673,014	133,540
現金および現金同等物	93,164	7,436
未収金：		
投資有価証券売却	40,388	3,224
その他の資産	28	2
資産合計	1,806,594	144,202
負債		
未払金：		
サブ・ファンド受益証券買戻し	40,447	3,228
未払管理事務代行および名義書換代行報酬	26,632	2,126
未払印刷費用	21,819	1,742
未払専門家報酬	20,293	1,620
未払受託報酬	9,847	786
未払投資運用報酬	6,827	545
未払保管報酬	4,323	345
未払販売報酬	795	63
未払管理報酬	256	20
未払代行協会員報酬	72	6
負債合計	131,311	10,481
純資産	1,675,283	133,721
純資産		
豪ドル建クラス	1,675,283	133,721
	1,675,283	133,721
発行済受益証券口数		
豪ドル建クラス	242,415,814 口	
	豪ドル	日本円
受益証券１口当たり純資産価格		
豪ドル建クラス	0.006911	1

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 - 新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
 損益計算書
 2016年４月30日に終了した６か月間（未監査）
 （豪ドルで表示）

	豪ドル	千円
投資収益		
フィーダー・ファンドからの収益分配	174,921	13,962
費用		
管理事務代行および名義書換代行報酬	30,832	2,461
専門家報酬	30,585	2,441
印刷費用	21,700	1,732
設立費用	13,630	1,088
投資運用報酬	12,806	1,022
受託報酬	6,852	547
販売報酬	6,582	525
保管報酬	4,126	329
代行協会会員報酬	598	48
管理報酬	479	38
登録費用	148	12
費用合計	128,338	10,244
投資純利益	46,583	3,718
実現および未実現利益（損失）：		
実現純利益（損失）：		
フィーダー・ファンドの売却	(735,263)	(58,689)
実現純損失	(735,263)	(58,689)
未実現評価益（評価損）の純変動：		
フィーダー・ファンドへの投資	614,521	49,051
外貨換算	25	2
未実現評価益の純変動	614,546	49,053
実現および未実現純損失	(120,717)	(9,636)
運用による純資産の減少	(74,134)	(5,917)

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

MUAMグローバル・ケイマン・トラスト
 - 新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
 （ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド）
 純資産変動計算書
 2016年４月30日に終了した６か月間（未監査）
 （豪ドルで表示）

	豪ドル	千円
運用による純資産の増加（減少）		
投資純利益	46,583	3,718
実現純損失	(735,263)	(58,689)
未実現評価益の純変動	614,546	49,053
運用による純資産の減少	(74,134)	(5,917)
受益者への分配	(103,339)	(8,249)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(2,376,720)	(189,710)
純資産の純減少	(2,554,193)	(203,876)
純資産		
期首	4,229,476	337,597
期末	1,675,283	133,721
	豪ドル建 クラス	
サブ・ファンド受益証券取引：		
受益証券		
発行	1,626,794 □	
買戻し	(342,447,465) □	
受益証券口数の純変動	(340,820,671) □	
	豪ドル	千円
金額		
発行	11,623	928
買戻し	(2,388,343)	(190,638)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少額	(2,376,720)	(189,710)

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

M U A M グローバル・ケイマン・トラスト
 - 新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)
 財務ハイライト
 2016年4月30日に終了した6か月間(未監査)
 (豪ドルで表示)

1口当たり特別情報:

	豪ドル建クラス	
	豪ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	0.007252	1
投資純利益 [*]	0.019341	2
投資による実現および未実現純損失	(0.019012)	(2)
運用による利益合計	0.000329	0
受益者への分配	(0.000670)	(0)
期末1口当たり純資産価格	0.006911	1
トータル・リターン ^{**}	(0.43)%	
平均純資産に対する比率:		
費用合計 ^{***}	0.05 %	
投資純利益 ^{***}	0.05 %	

* 当期の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

** 1年未満の期間について年率換算されていない。トータル・リターンは、分配金の再投資による影響を仮定している。

*** 比率は、投資先ファンドの投資実績に関連する収益および費用の比例配分を反映していない。しかし、サブ・ファンドの投資実績は、サブ・ファンドが投資する投資先ファンドの投資実績に直接関係している。投資先ファンドの定義を参照のこと。

上記の財務ハイライトは、2016年4月30日に終了した期間における発行済受益証券を指している。
 個人投資家のリターンは、申込みおよび買戻しのタイミングにより異なることがある。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

M U A M グローバル・ケイマン・トラスト - 新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建

豪ドルヘッジ

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

財務書類に対する注記

2016年４月30日に終了した６か月間（未監査）

１．組織

新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ（以下「サブ・ファンド」という。）は、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の間で締結され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づき2013年１月18日付信託証書（随時補足または修正される。以下「信託証書」という。）に従って設定されたオープン・エンド型の免除アンブレラ・ファンドであるM U A M グローバル・ケイマン・トラスト（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドである。2013年３月８日付で、サブ・ファンドは運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂）に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、豪ドル（「以下「機能通貨」という。）である。

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されている。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制には、目論見書および監査済み財務書類を毎年ケイマン諸島金融庁（以下「C I M A」という。）に提出することが含まれる。サブ・ファンドは、日本の金融庁（以下「J F S A」という。）に登録されている。

現在、一つのクラスが投資者に提供されている。サブ・ファンドの受益証券は、豪ドル建の豪ドルクラスが発行されている。受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの投資目的は、フィーダー・ファンド（以下に定義する。）への投資を通じて、エマージング証券市場を有する国と経済的な結びつきを有する企業の米ドル建の高利回り確定利付債券（以下「新興国高利回り社債」という。）に主として投資することにより、インカム・ゲインの確保およびキャピタル・ゲインの獲得を目指すことである。サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・トラスト のシリーズ・トラストである、ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンドBのクラスF（A U D）（以下「フィーダー・ファンド」という。）にのみ投資する。

サブ・ファンドの投資運用会社は、三菱ＵＦＪ投信株式会社（以下「投資運用会社」という。）である。

サブ・ファンドの副管理会社は、エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ（以下「副管理会社」という。）である。

サブ・ファンドの副投資運用会社は、ピムコジャパンリミテッド（以下「副投資運用会社」という。）である。

管理会社がその裁量により、受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドは、2022年10月31日をもって終了する。サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドが終了した場合には、2022年10月31日以前（または以後）に終了することがある。

２．重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類には、2015年11月１日から、サブ・ファンドの中間期末である2016年４月30日までの期間が反映されている。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会の会計基準コデフィケーション（ＡＳＣ）第946号「金融サービス - 投資会社」の投資会社の会計および報告指針に従う。

以下は、サブ・ファンドが、米国において一般に公正と認められる会計原則（以下「Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰ」という。）に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して準拠している重要な会計方針の要約である。Ｕ．Ｓ．ＧＡＡＰに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価格の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」という。）は、受託会社の最終権限に服し、サブ・ファンドのすべての資産の評価を行う。サブ・ファンドの純資産価額（「以下「純資産価額」という。）は、各営業日に計算される（営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京の銀行が営業を行っている日で、かつニューヨーク証券取引所（「以下「NYSE」という。）が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）。純資産価額は、管理事務、法律、監査ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、サブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。

(B) 有価証券評価

純資産価格の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券が主に取引されている市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。独立した価格決定サービスは、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。フィーダー・ファンドは、各営業日の最終純資産価格に基づき、公正価値で評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、償却原価で表示され、それは公正価値に近似する。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、サブ・ファンドの受益証券の純資産価格は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動の影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、NYSEが休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価格が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、副投資運用会社により誠実に決定された公正価値で評価される。副投資運用会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して評価される。

サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後（ただしNYSE終了前）に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ（例えば、取引情報、買呼値／売呼値の情報、ブローカー気配）が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。副投資運用会社またはその代理人は、サブ・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

サブ・ファンドが純資産価格を決定するために、公正価値を使用する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、副投資運用会社と協議の上、受託会社が公正価値を正確に反映すると判断したその他の方法で価格が決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。サブ・ファンドの方針は、サブ・ファンドの純資産価格の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、副投資運用会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却（例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。）された場合にサブ・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、受託会社は保証できない。サブ・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定 - サブ・ファンドは、U.S. GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けするヒエラルキーにおける投資の公正価値を開示している。このヒエラルキーは、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位（レベル１測定）とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位（レベル３測定）としている。当該指針が設定する３つのレベルの公正価値のヒエラルキーは以下のとおりである。

- ・レベル１ - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル２ - 公正価値測定には、レベル１に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的（すなわち、価格）または間接的（すなわち、価格から派生するもの）に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル３ - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定（リスクの仮定を含む。）のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、副投資運用会社による重大な判断が要求される。副投資運用会社

は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配信されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、副投資運用会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル１に分類される投資有価証券には、上場株式、上場デリバティブおよび特定の短期金融証券が含まれる。サブ・ファンドが大きなポジションを保有しており、かつ、その証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、副投資運用会社は、当該金融商品の公表価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル２に分類される。ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンド（Ｍ）（以下「マスター・ファンド」という。）とフィーダー・ファンドのうちのいずれかがレベル２のインプットに基づき評価されていたとすれば、これらの有価証券も含まれる。レベル２投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および／または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。レベル３に分類される投資有価証券は、取引頻度が低いことから、重要な観測不能なインプットを有する。レベル３投資有価証券には、未公開株式および特定の社債等の有価証券が含まれる。これらの有価証券に対する観測可能な価格が入手可能でない場合には、公正価値を導き出すために評価技法が使用される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭（以下「ＯＴＣ」という。）での相対取引が可能である。上場デリバティブ（例えば、先物契約および上場オプション契約）は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値ヒエラルキーのレベル１またはレベル２に分類される。

副投資運用会社は、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合はいつでも、観察可能なインプット（取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値）を用いてＯＴＣデリバティブ（為替予約契約を含む。）を評価する。評価モデルが使用される場合、ＯＴＣデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブ、ボラティリティーの測定、期限前返済率および当該インプットの相関性が含まれる。一般的なフォワード、スワップおよびオプション等の店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル２として分類される。

これらのＯＴＣデリバティブのうち、流動性が低いかまたはインプットが観測不能なものはレベル３に分類される。これらの流動性の低いＯＴＣデリバティブの評価に、レベル１および／またはレベル２のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観測不能なインプットも含まれる。各測定日現在、副投資運用会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル１およびレベル２のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観測不能なインプットの重要性に起因してレベル３に反映される。

以下の表は、2016年４月30日現在の資産負債計算書に計上される金融商品を、評価ヒエラルキー内の見出しおよびレベル毎に表したものである。*

資産：	(未調整) 同一の投資対象 の活発な市場に おける公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル2)	重要な観察不能 なインプット (レベル3)	2016年4月30日 現在の公正価値
フィーダー・ファンドへの投資	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
ピムコ・バミューダ・エマージング・ マーケット・ハイイールド・コーポレー ト・ボンド・ファンドB - クラスF (AUD)	-	1,673,014	-	1,673,014
フィーダー・ファンドへの投資	-	1,673,014	-	1,673,014

* 有価証券の分類に関するより詳細な情報は、投資有価証券明細表に記載されている。

サブ・ファンドは、期末時点において有価証券の各レベルとの間の振替を会計処理する。2016年4月30日に終了した期間中に、レベル1、レベル2およびレベル3の間で振替はなかった。

2016年4月30日現在、レベル3として評価された有価証券はなかった。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、フィーダー・ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。有価証券の売却にかかる実現損益は個別法に基づき決定される。フィーダー・ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に決定される。フィーダー・ファンドによる元本の払戻しによる分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は発生主義で計上される。

2016年4月30日に終了した期間中の、フィーダー・ファンドに対する持分の購入原価および売却手取額は、それぞれ186,429豪ドルおよび2,611,901豪ドルであった。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資運用報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月13日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。)(当該基準日とする。)に、投資純利益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。

受益者への分配宣言により、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格は減少するが、一受益者当たりの受益証券口数は対応して変化しない。その結果、サブ・ファンドにおける受益者の投資は、全般的に減少する。さらに、年度中にサブ・ファンドの累積投資純利益を超過して支払われたすべての分配は、元本の払戻しとしての分配の一部となる。

分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われるものとする。

2016年4月30日に終了した期間中に宣言され、支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額(豪ドル)
-----------	---------

豪ドル建クラス

103,339

(F) 外貨取引

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、豪ドルである（豪ドル）。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの報告通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の評価額の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、実現および未実現純損益に含まれている。

(G) 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）が保管する現金残高を含むことがある。

(H) 為替予約契約

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結することができる。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。先物外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の公正価値は変動する。為替予約契約は、価格提供機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約契約を締結することが認められている。クラス固有の外国為替契約から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2016年4月30日現在、未決済の為替予約契約はなかった。

3．投資先ファンドへの投資

(A) 投資目的

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を行いながらトータル・リターンを最大化を図ることである。フィーダー・ファンドは、通常、ピムコ・バミューダ・トラストの独立したシリーズ・トラストであるマスター・ファンドにその資産を投資することにより投資目的の達成を目指し、通常は他の発行体の債券またはその他の有価証券に対して直接投資を行わない。ただし、キャッシュ・マネジメント目的で流動性のある有価証券、レボ契約またはその他の金融商品に対して一時的に投資することもでき、また、直接為替ヘッジ取引を行うこともできる。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資顧問会社は、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの資産の投資について責任を負う投資顧問会社としてフィーダー・ファンドの受託会社によって選任されたパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）である。

マスター・ファンドのベンチマーク・インデックスは、JPモルガン・コーポレート・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス（CEMBI）ブロード・ノンインベストメント・グレード・サブインデックスである。

(B) 組織

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、それぞれ、バミューダ諸島の法律に基づき2005年10月31日付信託証書(随時修正される。)に従ってマルチ・シリーズ信託として設定されたオープン・エンド型のファンドであるピムコ・バミューダ・トラストのシリーズ・トラストである。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島の法律に基づき1985年に組織された信託会社であり、受託会社(以下「受託会社」という。)として従事している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、「投資先ファンド」と総称される。

(C) 投資戦略

投資先ファンドは、通常の状態において、少なくとも純資産の80%を新興国高利回り社債またはかかる有価証券に関連するデリバティブに投資することを意図している。

投資先ファンドは、純資産の一部を、政府、政府機関または政府補助機関あるいはその他の政府関係法人が発行したソブリン債に投資することができる。

投資先ファンドが投資することができる確定利付商品には以下のものが含まれる。政府、政府機関または政府支援企業が発行または保証した有価証券(以下「政府証券」という。)、転換証券、優先証券および企業のコマーシャル・ペーパーを含む、米国内外の発行体が発行した社債および準ソブリン債、モーゲージ・バック証券およびその他のアセット・バック証券、政府および企業により発行されたインフレ連動債、ハイブリッド証券または「インデックス」証券およびローン・パーティシペーションを含む仕組債、繰延ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ、譲渡性預金証書、定期預金証書、銀行引受手形、レポ契約および逆レポ契約ならびに国際機関または超国家的機関による債務証書。

投資先ファンドのポートフォリオの平均デュレーションは、通常、PIMCOの金利予測に基づき0年から8年となることを見込まれている。

投資先ファンドは、取得時においてS&PのCCC格、Moody'sのCa格またはフィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」という。)あるいはその他の国際的に認められた統計格付機関(以下「NRSRO」という。)によるこれと同等以上の格付けを有するか、無格付けの場合、投資顧問会社がこれと同等の性格を有するものと判断した有価証券に投資する。投資先ファンドは、平均格付けがB-格以上となるようにする。

投資先ファンドは、単一銘柄または発行体に対して純資産の5%まで投資することができる。ただし、先進国の政府証券についてはこの上限は適用されない。

投資先ファンドは、キャッシュ・マネジメント目的で、S&PのBBB格またはMoody'sのBaa格以上の格付けを有する資産に投資することができる。

フィーダー・ファンドは、米ドル売り・豪ドル買いによる損失リスク低減のために、豪ドル(以下「豪ドル」という。)の米ドルに対する変動の通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、90%から110%の間で豪ドルの通貨エクスポージャーをヘッジすることを目指す。ただし、フィーダー・ファンドが常にヘッジされること、またはPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

(D) 会計方針

投資先ファンドの重要な会計方針は、サブ・ファンドの重要な会計方針と一致している。

投資先ファンドは、投資有価証券を公正価値で評価し、米国公認会計士協会の投資会社に対する監査・会計ガイドと一致する会計方針を使用する。

(E) 分配

投資先ファンドからの分配は、PIMCOの承認を得て毎月受益者に宣言され分配される。PIMCOの承認は、PIMCOの裁量により、撤回することができる。

(F) 報酬

投資先ファンドは、管理報酬、投資顧問報酬、管理事務代行報酬または販売報酬の対象となっていない。

(G) 清算期間

受益者は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しを請求することができる。買戻手数料は課されない。

(H) 金融商品、借入およびデリバティブ

米国政府機関または政府支援企業

投資先ファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された有価証券に投資する。米国政府証券は、一定の場合においては米国政府、その機関または政府補助機関により保証される債務である。米国財務省短期証券、中期証券および長期証券ならびに連邦政府抵当金庫（以下「GNMA」または「ジニー・メイ」という。）により保証された有価証券等のいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他の有価証券については、米国財務省（以下「米国財務省」という。）から借入するという発行体の権利により支えられている。また、連邦住宅抵当公庫（以下「FNMA」または「ファニー・メイ」という。）等のその他の有価証券については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。また、その他の有価証券については政府補助機関の信用によってのみ支えられている。米国政府証券にはゼロ・クーポン証券を含むことがあり、それは発生基準での利息の支払いを行わず、利息支払型証券よりも大きなリスクを伴う。

政府関連保証人（すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人）には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社（以下「FHLMC」または「フレディ・マック」という。）が含まれる。FNMAは、政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手／サービスの一覧から、従来型の（すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない）住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元本および金利の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書（「PC」）を発行するが、これは住宅モーゲージ・プールにある未分割の持分を表すパス・スルー証券である。FHLMCは、適時の利息の支払いおよび元本の最終回収の保証はするが、PCには米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

レボ契約

投資先ファンドは、レボ契約を締結する。通常のレボ契約の条項に従い、投資先ファンドは、売り主が買戻しを行う義務および投資先ファンドが再売却をあらかじめ合意した価格と時期に行う義務を条件とした原債務（担保）を保有する。すべてのレボ契約に関する原有価証券は、投資先ファンドの保管会社か、トライ・パーティ・レボ契約に基づき指定された副保管会社に保管される。担保の市場価値は、利息を含む買戻義務の合計額と同額またはそれ以上である必要がある。担保請求の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての支払利息となる、担保受領に対する手数料を支払うことがある。

逆レボ契約

投資先ファンドは、逆レボ契約を締結する。逆レボ契約は、投資先ファンドが取引相手方である金融機関に、現金と引換えに有価証券を交付し、あらかじめ合意した価格と時期に同一またはほぼ同一の有価証券を買戻す契約である。投資先ファンドは、もしあれば、契約期間中に取引相手方に交付された有価証券に対する元本および支払利息を受領する権利を有する。有価証券への需要の増加時には、投資先ファンドは、投資先ファンドにとっての受取利息となる、取引相手方による有価証券の使用に対する手数料を受領することがある。投資先ファンドは、逆レボ契約に基づきその義務がカバーされている場合を除き、PIMCOによる現金化が決定している資産を分別保管する。

為替予約契約

投資先ファンドは、投資先ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、また、前記のクラスヘッジ戦略に関連して、計画された有価証券売買の決済に関連する為替予約契約を締結する。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する二当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の市場価値は変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、評価額の変動は投資先ファンドにより未実現利益または損失として計上される。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現利益または損失は、通貨の受渡し時に計上される。さらに、投資先ファンドは取引相手方が契約の条項の不履行に陥った場合、または、通貨の価格が機能通貨に対して不利に変動した場合に、リスクにさらされる。これらの契約に関連し、各契約の条項に従って、有価証券を担保として認識することができる。

先物契約

投資先ファンドは、先物契約を締結することができる。投資先ファンドは、証券市場または金利および通貨価格の変動にかかるエクスポージャーを管理するため、先物契約を利用する。先物契約の利用に関連する主なリスクには、投資先ファンドが保有する有価証券の市場価値変動と先物契約の価格との間の不完全な相互関係および市場の非流動化の可能性が挙げられる。先物契約は日々の公表決済価格に基づき評価される。先物契約の締結に際し、投資先ファンドは、ブローカーまたは取引所の当初証拠金の要件に従って、現金、米国政府もしくは政府機関債または限定されたソブリン債を、先物ブローカーに対して預託することが要求される。先物契約は日次で時価評価され、評価額の変動への適切な未収金または未払金（以下「変動証拠金」という。）が、投資先ファンドにより計上される。利益または損失は、契約が満了または終了するまで、認識されても実現されたとみなされない。

オプション契約

投資先ファンドは、保有するまたは投資を行う予定の有価証券および金融デリバティブ商品にかかるコールおよびプット・オプションを売却する。プット・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。コール・オプションの売却は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドがコールまたはプットを売却する時に、受領プレミアムと同等の金額が負債として計上され、その後、売却オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する売却オプションからの受領プレミアムは、実現利益として処理される。行使または終了する売却オプションからの受領プレミアムは、受取金額に追加されるか、もしくは、実現利益または損失の決定のため、原先物、スワップ、有価証券または為替取引に支払われた金額に対して相殺される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って売却することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。投資先ファンドはオプションの売り方として、原資産の売却（コール）または購入（プット）が行われるかについて関与せず、この結果、売却オプションの投資対象の価格が不利に変動する市場リスクを負う。市場の非流動化により、投資先ファンドが清算取引の締結を行えないリスクがある。

投資先ファンドはまた、プットおよびコール・オプションを購入することができる。コール・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを増加させる傾向がある。プット・オプションの購入は、投資先ファンドの原資産にかかるリスクを減少させる傾向がある。投資先ファンドは、資産項目に含まれるプレミアムを支払うが、プレミアムはその後、オプションの現在価値を反映するよう時価評価される。権利消滅する購入オプションへの支払プレミアムは、実現損失として処理される。一定のオプションは、将来期日において決定されるプレミアムを伴って購入することができる。これらのオプションに対するプレミアムは、特定の条件のインプライド・ボラティリティ・パラメーターに基づく。購入プットおよびコール・オプションに関連したリスクは、支払プレミアムに限定される。行使または終了する購入オプションへの支払プレミアムは、支払金額に追加されるか、または、実現利益もしくは損失の決定のため、原投資取引を実行する際に、同取引にかかる受取金額に対して相殺される。

金利スワップション

投資先ファンドは、将来の特定日にあらかじめ決められたスワップ契約を締結するオプションである、金利スワップション契約を売却または購入する。買い手が権利を行使した場合、スワップションの売り主は当該スワップの取引相手方となる。金利スワップション契約は、権利行使時に、当該スワップションの買い手が固定金利受取人であるか固定金利支払人であるかについて特定するものである。

上場先物契約にかかるオプション

投資先ファンドは、投機目的における既存のポジションもしくは将来の投資をヘッジするため、または市場の変動に対するエクスポージャーを管理するために、上場先物契約にかかるオプション（以下「先物オプション」という。）を売却または購入する。先物オプションとは、原資産が単一の先物契約であるオプション契約のことである。

スワップ契約

投資先ファンドは、スワップ契約に投資する。スワップ契約は、指定された将来期間において投資キャッシュ・フロー、資産、外貨もしくは市場連動収益の交換または取換えを行う投資先ファンドと取引相手方との間の相互の交渉による合意である。スワップ契約は、店頭取引市場において当事者間により交渉され（以下「店頭取引スワップ」という。）、公認取引所等の多角的取引施設プラットフォームまたはその他の取引施設プラットフォームにおいて実行される（以下「集中清算の対象となるスワップ」という。）。投資先ファンドは、信用、通貨、金利、商品、株式およびインフレ・リスクに対するエクスポージャーの管理のため、クレジット・デフォルト、クロス・カレンシー、金利、トータル・リターン、バリエーションおよびその他の形式のスワップ契約を締結することができる。これらの契約に関連し、有価証券または現金は、資産価値を提供する目的で、対応するスワップ契約の条項に従って担保または証拠金として認識され、また、債務不履行または破産／倒産に陥った場合には、求償することができる。

これらの契約の締結は、多様な度合いにより、金利、信用、市場リスクおよび資産負債計算書で認識される金額を上回る情報管理リスクの要素を含む。かかるリスクは、これらの契約に対して流動性のある市場が存在しない可能性、契約の取引相手方がその債務の不履行に陥るかまたは契約の条項の解釈において同意しない可能性および金利が不利に変動する可能性を伴う。

投資先ファンドの、取引相手方の信用リスクによる損失リスクの最大額は、当該額がプラスの範囲において、契約の残存期間にわたって取引相手方から受領するキャッシュ・フローの割引純額である。かかるリスクは、投資先ファンドと取引相手方との間で基本相殺契約を締結することにより、また、投資先ファンドの取引相手方に対するエクスポージャーを補うため、投資先ファンドに担保を提供することにより、軽減される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約は、参照主体、参照債務または参照指数に不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者（プロテクションの買い手という。）による他方の当事者（プロテクションの売り手という。）に対する一連の支払の実行を伴うものである。クレジット・デフォルト・スワップ契約のプロテクションの売り手として、投資先ファンドは、通常、信用事由が存在しない場合に、スワップの期間を通じて、プロテクションの買い手から固定利率の収益を受け取る。純資産総額に加えて投資先ファンドがスワップの想定元本額に対する投資リスクにさらされるという理由から、売り手として、投資先ファンドはポートフォリオに対して効果的にレバレッジを加える。

投資先ファンドがプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの買い手に対し、（ ）スワップの想定元本に等しい金額を支払い、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を受領するか、または（ ）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で支払う。投資先ファンドがプロテクションの買い手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起こった場合、投資先ファンドはプロテクションの売り手から、（ ）スワップの想定元本に等しい金額を受領し、参照債務、その他の受渡可能債務または参照指数を構成する原有価証券を交付するか、または（ ）スワップの想定元本額から参照債務または参照指数を構成する原有価証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形態で受領する。回復額は、業界基準となる回復率または信用事由が発生するまでの主体の特別な要因及び検討のいずれかを考慮し、マーケット・メーカーにより見積もられる。信用事由が発生した場合、回復額は入札によって迅速に決定されるが、それにより特定の評価方法に加え、認可された限られた人数のブローカーによる入札が、決済額を計算する際に使用される。

社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップ契約は、不履行が生じた場合もしくはその他の信用事由が存在する場合に、特定のリターンを受領する権利と引換えに一方の当事者による他方の当事者に対する一連の支払の実行を伴う。信用事由が発生し現金決済が選択されなかった場合、特定の参照債務に代えて、数種類の他の受渡可能債務によって受渡が行われる。他の債務による受渡能力は、（信用事由発生後にプロテクションの買い手が最も安価な受渡可能債務を選択する権利である）最割安受渡方法の結果となることがある。投資先ファンドは、発行体による不履行に対する保護手段の提供（すなわち、参照債務に対して投資先ファンドが保有するまたはさらされるリスクの軽減）、もしくは、特定の発行体による不履行の可能性に対するアクティブなロング・ポジションまたはショート・ポジションの獲得のため、社債、ローン、ソブリン債または米国地方債に対するクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。

金利スワップ契約

投資先ファンドは、その投資目的を追求する通常の業務過程で、金利リスクにさらされる。投資先ファンドは確定利付債券を保有するため、金利上昇の局面においてこれらの債券の価値が下落する可能性がある。かかるリスクをヘッジし、実勢市場金利での収益を確保する能力を維持するため、投資先ファンドは金利スワップ契約を締結することができる。金利スワップ契約は、投資先ファンドによる他の当事者との想定元本にかかる利息の支払または受領に対するそれぞれの約定の交換を伴う。金利スワップ契約の形式には以下が含まれる。（ ）プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「キャップ」を上回る金利部分を支払うことに同意する金利キャップ、（ ）プレミアムと引換えに、一方当事者が他方当事者に特定の金利すなわち「フロア」を下回る金利部分を支払うことに同意する金利フロア、（ ）決められた最小または最大レベルを超える金利動向からの防御目的で一方当事者がキャップを売却しフロアを購入する、またはその反対を行う金利カラー、（ ）スワップ取引全体を満了日前の所定の日時にゼロ・コストで早期解約できる権利の対価として、買い手が前払金を支払うコーラブル金利スワップ、（ ）金利スワップ利用者に対して、金利スワップ・レートと特定

のベンチマークとの間のフォワードの差異（またはスプレッド）を固定することを認めるスプレッド・ロック、または（ ）異なるセグメントの短期金融市場に基づいて、二当事者間で変動金利を交換できるベシス・スワップ。

４．受益証券

2016年４月30日現在、すべての発行済受益証券は、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象し、単一の受益者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社により保有されている。当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 申込み

サブ・ファンドの受益証券は、各取引日（すなわち営業日）において、関連する申込注文が管理事務代行会社により受諾された当該取引日の受益証券の１口当たり純資産価格で発行される。当該純資産価格の計算は、各評価日（すなわち、各営業日および／または管理会社が随時決定するその他の日をいう。）に行われる。

純資産価額の3.0%（消費税その他の税金を含まない。）を上限とする申込手数料が純資産価額に上乗せされるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が稼得する。

特定の取引日に処理されるためには、取得申込書類が、当該取引日の午後６時（日本時間）（以下「締切時刻」という。）までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込書は、翌取引日に受領されたものとみなされる。

受託会社、管理事務代行会社および販売会社は、理由を明らかにせずに受益証券の取得申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

(B) 買戻し

受益者は、取引日のいつでも自己の受益証券の買戻請求を行うことができる。受益証券のいかなる買戻しの申込みについても、受益証券の買戻口数または買戻価格が示されなければならない。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の締切時刻までに管理事務代行会社により受領されなければならない。締切時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

買戻価格は、関係するサブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格で、該当する場合は、適用される評価日に計算された第三者への手数料または源泉税控除後の金額である。買戻請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻手数料は課されない。

買戻しは１口以上１口の整数倍単位で行われなければならない。

買戻代金の支払いは、受益証券証書が発行されている場合は、管理事務代行会社がこれを受領していることを条件として、適用される取引日（同日を除く）から４営業日目の日に行われる。

５．リスク要因

サブ・ファンドの投資活動は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資する金融商品および市場に付随する様々な種類ならびに様々な程度リスクにさらされている。以下のリスク要因は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを説明したものではない。

(A) 信用リスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドがその義務を遂行できない場合に信用リスクにさらされる。サブ・ファンドはまた、間接的に、投資先ファンドの金融資産に付随する信用リスクにさらされている。投資先ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。確定利付証券の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約の取引相手方が適時に元本および／または利息の支払、またその他義務を履行できない（または履行しようとししない）場合、投資先ファンドは損失を被る可能性があり、それを受けてサブ・ファンドも損失を被る可能性がある。

(B) 市場、集中および流動性リスク

サブ・ファンドの活動は、金融市場の変動にさらされる。直接的または投資先ファンドにより取られるポジションを通じてのいずれかによる市場リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーは、為替レートおよび市場のボラティリティーを含む様々な要因により決定される。投資先ファンドの投資活動により、サブ・ファンドは、ボラティリティーが高くかつ流動性が低い市場への投資および／または個々の投資に対する大幅な集中にさらされることがある。サブ・ファンドが行う投資もまた、譲渡および処分にかかる特定の制限対象となる。従って、サブ・ファンドが投資の処分を選択した時に、当該投資対象を容易に処分することが出来ないリスクおよび処分時の価格がサブ・ファンドの資産負債計算書に含まれる当該投資の金額を下回るリスクが存在する。

金利リスクとは、金利変動により確定利付証券の価格が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付証券の価格が下落する傾向がある。比較的長期のデュレーションを有する確定利付証券は、金利変動の影響を受けやすく、通常は比較的短期のデュレーションを有する有価証券よりも変動しやすい。

投資先ファンドが外貨、外貨建て取引されるか収益を受け取る有価証券および外貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブを保有する場合、当該通貨の価格が投資先ファンドの基準通貨に対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、投資先ファンドの基準通貨の価格がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。外国為替レートは、多数の理由により、短期間でも相当変動しうる。その結果、投資先ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少し、それを受けてサブ・ファンドのリターンも減少することがある。

(C) 保管会社リスク

サブ・ファンドが潜在的に直接的な信用リスクにさらされる金融資産は、主に現金により構成される。サブ・ファンドの現金は、保管会社が保管している。

(D) ハイ・イールド債務証券に投資するリスク

サブ・ファンドは、投資先ファンドへの投資を通じて、格付けの低い発行体の高利回り債務証券に主に投資しているため、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクが大きくなる可能性がある。ハイ・イールド証券は、値上がり益およびより高い利回りに関する機会をより多くもたらす一方、通常、高格付の有価証券よりも大きな潜在的価格ボラティリティを伴い、また流動性が低いことがある。ハイ・イールド証券は、発行体の継続的な元金支払能力において圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券はまた、実際のまたは認識される経済状況および産業の競合状況が悪化すると、より高格付の有価証券よりも、その影響を受けやすいことがある。

(E) 新興市場リスク

米国外の投資リスクは、経済が発展途上である国と経済的に結び付いているエマージング市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの有価証券は、先進国に対する投資に伴うリスクと異なるか、またはより大きな、市場、信用、通貨、流動性、法律、政治その他のリスクをもたらすことがある。

(F) デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドは、通常、原資産のポジションの代用として、および／または、金利リスク、信用リスクまたは為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、有価証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、マネジメント・リスク等といった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミスまたは不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴う。投資先ファンドがデリバティブ商品に投資する場合、投資先ファンドは、投資した元本以上の損失を被る可能性がある。また、適切なデリバティブ取引が、いかなる場合にも行うことができるというのではなく、投資先ファンドにとって利益があったとしても、他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するために投資先ファンドがデリバティブ取引を行うことができるという保証はない。

(G) レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがある。かかる取引には、逆レポ取引、ポートフォリオの組入証券の貸付および発行日取引、延渡し取引または先渡しコミットメント取引の利用が含まれる。レバレッジは、投資先ファンドの投資余力を増強し、または取引の清算を促すのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

(H) 空売りリスク

投資先ファンドの空売り（もしあれば）は特別なリスクにさらされる。空売りは、後日より低い価格で同一の有価証券を購入することを見込んで、投資先ファンドが所有していない有価証券を売却することを意味する。先渡しコミットメントを通じてショート・ポジションを取ることができ、先物契約または

スワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションをとることができる。有価証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、投資先ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇に第三者に支払われるプレミアムおよび利息を加えた額に相当する損失を負担することになる。それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じさせる可能性があるというリスクを伴う。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、投資先ファンドに損失をもたらすリスクもある。

(1) 金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、最近の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、サブ・ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、立法または規制により、サブ・ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる立法または規制は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資対象の価値ならびにサブ・ファンドおよび投資先ファンドによる投資戦略（レバレッジの利用を含む）の実行力に悪影響を与え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全般、ならびに特に私募ファンドおよびその投資顧問会社の活動については、立法および規制による監視が強化されてきている。かかる監視により、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社への規制上の監督または関与に加え、サブ・ファンドおよび投資先ファンドおよび／またはその管理会社の法律、コンプライアンス、管理その他の負担およびコストの増加が生じ、サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたは管理会社に適用される法律または規制上のスキームにおける不明瞭さまたはコンフリクトが引き起される可能性がある。さらに、証券および先物市場は特に広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、自主規制機関および証券取引所を含む様々な米国の連邦および州の規制当局は、市場における緊急事態発生時に特別の措置を講じる権限を有している。デリバティブ取引およびデリバティブ取引従事者に対する規制は発展中の法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる進展および変更に従う。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社を規制する米国内外の代替的な規則または法律が制定される可能性があり、かかる規則または法律の適用範囲は明らかではない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドまたはその管理会社が、将来規制当局の検査または処分を受けないという保証はない。サブ・ファンドおよび投資先ファンドの規制の変更または進展の効果が、その運用方法に影響し、それが重大かつ不利なものとなる可能性がある。

サブ・ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに従う。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の著しい価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確実ではなく、またかかる将来の介入の効果を予測することはできない。企業は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、発行体が将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

投資家はサブ・ファンドへの投資のすべてまたはほぼすべてを失うおそれがある。サブ・ファンドまたは投資運用会社がサブ・ファンドの目的を達成する保証はない。上記に掲げられるリスク要因は、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

６．保証および補償

ファンドおよびサブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者（管理会社およびサブ・ファンドの投資運用会社を含む。）は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドのために受託会社は、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づく受託会社の最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

７．所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得または評価益に対して課される税金はなく、また遺産税または相続税の性質を有するいかなる税金もサブ・ファンドを構成する財産、またはサブ・ファンドの下で生じる収益、もしくは当該財産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、または受益証券の買戻時の純資産価格の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法（改訂）におけるセーフ・ハーバーに資格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引または事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益（配当および一定種類の受取利息を含む。）に対して米国の税金30％が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会－会計基準編纂書740）は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査（関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。）時に「認定される可能性の方が高い（more likely than not）」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50％超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関する利得またはペナルティは認められない。

８．報酬および費用

（Ａ）管理事務代行および名義書換代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。）は、資産ベースの取引報酬（ただし、年間45,000米ドルを下回らないものとする。）を受領する。かかる報酬は、サブ・ファンドにより計算され、毎月後払いされる。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、純資産に対して、5億豪ドルまでの部分について年率0.05％、5億豪ドル超10億豪ドルまでの部分について年率0.04％、10億豪ドル超の部分について年率0.03％を受領する。2016年4月30日に終了した期間中に管理事務代行会社および名義書換事務代行会社が稼得した報酬、ならびに2016年4月30日現在における管理事務代行会社および名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

保管会社は、総資産および取引高に基づいて毎月計算され、支払われる報酬を受領する。2016年4月30日に終了した期間中に保管会社が稼得した報酬および2016年4月30日現在における保管会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%（ただし、年間10,000米ドルを下回らないものとする。）の報酬を受領する。かかる報酬は、各評価日に計算され、毎月後払いされる。2016年4月30日に終了した期間中に受託会社が稼得した報酬および2016年4月30日現在における受託会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率1.07%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され、後払いされる。副投資運用会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.725%を上限とする報酬を受領する。かかる報酬は、投資運用会社によって投資運用報酬から四半期毎に計算され後払いされる。2016年4月30日に終了した期間中に投資運用会社が稼得した報酬および2016年4月30日現在における投資運用会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。管理会社は、サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理会社への報酬を支払う。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年4月30日に終了した期間中に管理会社が稼得した報酬および2016年4月30日現在における管理会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「販売会社」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.55%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年4月30日に終了した期間中に販売会社が稼得した報酬および2016年4月30日現在における販売会社への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 代行協会員報酬

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、四半期毎に計算され後払いされる。2016年4月30日に終了した期間中に代行協会員が稼得した報酬および2016年4月30日現在における代行協会員への未払報酬残高は、損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

9. 最近公表された会計基準

2014年8月、FASBは、ASU第2014-15号「財務諸表の表示：継続企業の前提に関する不確実性の開示（以下「ASU2014-15」という。）を公表した。ASU第2014-15号は、継続企業の前提に関して重大な疑義が生じているかどうかを検討する際、経営陣に、評価日において知り得るまたは合理的に知り得る状況、事象および一定の運営計画を評価するよう義務付けている。経営陣が、その計画によって継続企業の前提に関する重大な疑義が軽減されないと結論付けた場合、財務書類の公表日（または公表が可能となる日、適用ある場合）から1年以内に継続企業の前提に関して重大な疑義が生じていることを財務書類に対する注記に記載しなければならない。ASU第2014-15号は、2016年12月15日より後に終了する年度およびその後の年度および期中期間に適用される。早期適用は認められる。

2016年1月5日、FASBは、ASU第2016-01号「金融商品 - 全般的事項（Subtopic825-10）：金融資産と金融負債の認識および測定」を公表した。当該ASUは、意思決定に有用な情報を金融商品の利用者に提供して金融商品に関する報告モデルの向上を意図しており、金融商品の認識、測定、表示および開示についての一定の解釈を公表する。当該ASUは、金融資産の信用損失の測定についても公表する予定である。ASU第2016-01号は、2017年12月15日より後に開始する会計年度（同会計年度の期中期間を含む。）から適用される。早期適用は認められる。

現時点で、かかる変更が財務書類に影響を及ぼすとは予想していない。

10．後発事象

経営陣は、当財務書類の公表日である2016年6月20日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2016年5月1日から2016年6月20日までに実施された受益証券発行金額は、170,280豪ドルであり、買戻金額は、125,355豪ドルであった。同期間中における分配金額は、24,567豪ドルであった。サブ・ファンドに関して報告すべきその他の後発事象はない。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

M U A M グローバル・ケイマン・トラスト
 - 新興国高利回り社債ファンド 豪ドル建 豪ドルヘッジ
 (ケイマン諸島籍 オープン・エンド型免除アンブレラ・ファンド)

投資有価証券明細表

2016年4月30日現在(未監査)

(豪ドルで表示)

	受益証券 口数	純資産比率 (%)	評価額 (豪ドル)
フィーダー・ファンドへの投資 - 99.9%			
ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイ イールド・コーポレート・ボンド・ファンドB - クラスF (AUD)	235,304	99.9	1,673,014
フィーダー・ファンドへの投資合計 (取得原価: 1,830,447豪ドル)		99.9	1,673,014
現金および負債を上回るその他の資産		0.1	2,269
純資産		100.0	1,675,283

2016年4月30日現在、サブ・ファンドは、ピムコ・バミューダ・エマージング・マーケット・ハイイールド・コーポレート・ボンド・ファンド(M)(以下「マスター・ファンド」という。)の純資産の0.049%を所有している。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドが保有する個別銘柄の公正価値のサブ・ファンドにおける持分割合がサブ・ファンドの純資産の5%を超過しているものは、以下のとおりである。

銘柄	元本 (米ドル)	公正価値 (豪ドル)	公正価値の サブ・ファンドに おける持分割合 (豪ドル)	純資産比率 (%)
レボ契約				
CREDIT Suisse				
0.420% due 05/02/16	59,400,000	77,891,424	380,024	22.68
社債				
YPF SOCIEDAD ANONIMA 8.5% 03/23/21	17,911,938	23,487,985	114,595	6.84
米国財務省債務証券				
0.170% - 0.240%* due 05/05/2016 - 07/21/2016	72,884,051	95,573,106	466,291	27.83
	150,195,988	196,952,515	960,910	57.35

* 米国財務省短期証券に対する利率は、満期日までの利回りを表している。

添付の注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額（平成28年５月末日現在）

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル（約41億円）

発行済株式総数 1,002,080株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命をただちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の４分の３以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の４分の３を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不適切な行為、詐欺または重過失の場合を除き、信託証書に基づく職務の遂行について、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、（ ）ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは（ ）管理会社の行為に関係し、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が実際に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費（弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。）、判決および和解において支払われる金額（ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。）を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、信託証書に基づく職務の遂行について、かかる行為が故意の不適切な行為、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成28年５月末日現在、以下の投資信託の管理を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価格の合計（通貨別）
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	77	6,526,716,363.92米ドル

（３）その他

本書提出前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a. 管理会社の最近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成28年5月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.94円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. 管理会社は、2016年5月1日付で、その名称をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）からルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.（Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.）へ変更した。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表

2015年12月31日現在

（単位：米ドル）

資産

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
現金、中央銀行および郵便局における残高	29.1, 29.3	1,481,705,021	164,380,355	186,863,448	20,730,631
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 29.1, 29.3	2,109,919,942	234,074,518	2,117,559,309	234,922,030
a) 要求払い		1,078,152,942	119,610,287	1,203,577,409	133,524,878
b) その他のローンおよび貸付金		1,031,767,000	114,464,231	913,981,900	101,397,152
顧客に対するローンおよび貸付金	29.1, 29.3	368,502	40,882	626,640	69,519
株式およびその他の変動利回り有価証券	4, 15, 29.1, 29.3	13,556	1,504	15,101	1,675
関連会社株式	4, 5, 15	8,260,895	916,464	9,174,388	1,017,807
有形資産	5	5,600,613	621,332	6,710,869	744,504
その他の資産		136	15	181	20
前払金および未収収益	6, 15	36,586,892	4,058,950	27,463,192	3,046,767
資産合計	7	3,642,455,557	404,094,019	2,348,413,128	260,532,952

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

貸借対照表（続き）

2015年12月31日現在

（単位：米ドル）

負債

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
金融機関に対する未払金	15,29.1	1,410,185,042	156,445,929	1,150,186,003	127,601,635
a) 要求払い		1,410,185,042	156,445,929	1,150,186,003	127,601,635
顧客に対する未払金	8,15,29.1	2,062,070,067	228,766,053	1,044,062,326	115,828,274
a) 要求払い		2,062,070,067	228,766,053	1,044,062,326	115,828,274
その他の負債	9	1,230,625	136,526	1,788,497	198,416
未払金および繰延利益	10,15	8,651,896	959,841	8,932,711	990,995
引当金		12,645,069	1,402,844	8,954,470	993,409
a) 納税引当金	11	9,111,035	1,010,778	7,982,242	885,550
b) その他の引当金	12	3,534,034	392,066	972,228	107,859
発行済資本	13	37,117,969	4,117,867	37,117,969	4,117,867
準備金	14	97,312,153	10,795,810	77,800,912	8,631,233
繰越損益	14	39,348	4,365	22,247	2,468
当期利益		13,203,388	1,464,784	19,547,993	2,168,654
負債合計	16	3,642,455,557	404,094,019	2,348,413,128	260,532,952

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

三菱ＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

オフ・バランス・シート項目

2015年12月31日現在

（単位：米ドル）

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
偶発債務	17,29.1	556,865	61,779	597,989	66,341
内訳：					
保証金および担保証券として 差入れた資産		556,865	61,779	597,989	66,341
信託運用	20	57,164,073,225	6,341,782,284	62,811,807,217	6,968,341,893

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

（２）損益の状況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

損益計算書

2015年12月31日に終了した年度

（単位：米ドル）

	注記	2015年		2014年	
		（米ドル）	（千円）	（米ドル）	（千円）
未収利息および類似収益		10,274,222	1,139,822	8,018,852	889,611
預金について受領された負の利息		181,978	20,189	36	4
為替スワップからの金利差益		3,997,581	443,492	3,073,730	341,000
未払利息および類似費用		(2,311,791)	(256,470)	(1,539,763)	(170,821)
貸付金について支払われた負の利息		(585,056)	(64,906)	(13,049)	(1,448)
為替スワップからの金利差損		(17,112)	(1,898)	(83,002)	(9,208)
有価証券からの収益		433,631	48,107	140	16
株式およびその他の変動利回り 有価証券からの収益		433,631	48,107	140	16
未収手数料		98,428,083	10,919,612	105,997,544	11,759,368
未払手数料		(43,648,148)	(4,842,326)	(45,651,511)	(5,064,579)
金融業務の純利益		3,694,212	409,836	3,579,481	397,108
その他の事業収益	21	347,071	38,504	687,746	76,299
一般管理費用		(41,802,616)	(4,637,582)	(39,883,592)	(4,424,686)
a) スタッフ費用	23,24	(17,570,625)	(1,949,285)	(18,048,722)	(2,002,325)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(14,446,414)	(1,602,685)	(15,018,938)	(1,666,201)
- 社会保障費		(2,024,301)	(224,576)	(2,071,294)	(229,789)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,258,548)	(139,623)	(1,302,395)	(144,488)
b) その他の一般管理費用	25	(24,231,991)	(2,688,297)	(21,834,870)	(2,422,360)

有形および無形資産に関する価値調整		(1,999,802)	(221,858)	(1,774,975)	(196,916)
その他の事業費用	22	(205,173)	(22,762)	(85,251)	(9,458)
偶発債務およびコミットメント に対する引当金	12	(2,512,372)	(278,723)	0	0
経常収益にかかる税金	11,26.1	(6,781,698)	(752,362)	(9,022,279)	(1,000,932)
税引後経常収益		13,915,619	1,543,799	20,326,392	2,255,010
前勘定科目に表示されていないその他の の税金	26.2	(712,231)	(79,015)	(778,399)	(86,356)
当期利益		13,203,388	1,464,784	19,547,993	2,168,654

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ

財務諸表に対する注記

2015年12月31日現在

注１ 一般事項

1.1. 会社概況

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「当行」という。）は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（以下「ＭＴＦＧ」という。）は、株式会社ＵＦＪホールディングス（以下「ＵＦＪ」という。）と合併し、新規金融グループの株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（以下「ＭＵＦＧ」という。）となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社ＵＦＪ銀行と合併し、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ（ルクセンブルグ）エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシＵＦＪ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（以下「ＭＵＧＣ」という。）に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。ＭＵＧＣの主たる株主２社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のＵＥ規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

取締役会のメンバーは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他のすべての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、すべての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、すべての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2015年12月31日現在、先渡デリバティブ損失にかかる引当金は57,517米ドルにのぼる(2014年：なし)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2015年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2014年：なし)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11. 前払金および未収収益

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.12. 未払金および繰延利益

かかる負債項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した収益を含む。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
3か月以下	227,000,000	278,000,000
3か月超1年以下	804,767,000	635,981,900
	<u>1,031,767,000</u>	<u>913,981,900</u>

注４ 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券はすべて、8,260,895米ドルおよび13,556米ドル（2014年：9,174,388米ドルおよび15,101米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2015年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2015年12月31日 現在の資本およ び準備金 米ドル	2015年12月31日 終了年度の損益 米ドル
エムユージーシー・ルックス・マネ ジメント・エス・エイ	8,011,508	100%	9,988,006	1,827,982
三菱ＵＦＪインベスターサービス株 式会社	249,387	100%	943,469	177,438

2015年12月31日現在、「エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ」および「三菱ＵＦＪインベスターサービス株式会社」の株式資本は、それぞれ7,375,041.83ユーロおよび30,000,000円（2014年：それぞれ7,375,041.83ユーロおよび30,000,000円）にのぼる。

注５ 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1．関連会社株式	9,174,388	0	0	(913,493)	8,260,895	0	8,260,895
2．有形資産	16,652,019	1,575,856	(56,311)	(1,702,977)	16,468,587	10,867,974	5,600,613
a) ハードウェア	1,343,122	129,945	(54,339)	(137,359)	1,281,369	944,450	336,919
b) ソフトウェア	12,843,727	1,400,587	0	(1,313,509)	12,930,805	8,757,686	4,173,119
c) その他付属品、 家具、機器、 車両	2,465,170	45,324	(1,972)	(252,109)	2,256,413	1,165,838	1,090,575
3．無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注 6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
前払法人税	122,070	135,976
未収利息	1,536,361	1,180,222
前払一般経費	2,814,757	2,019,667
信託業務手数料	1,517,776	1,809,510
全体保管手数料	9,426,884	10,614,920
投資ファンド手数料	3,429,370	4,134,906
その他の前払金	214,721	57,181
米国内国歳入庁、米国税務当局に支払われた前払金	2,552,106	0
未収還付付加価値税（ＶＡＴ）	9,666,345	6,749,564
為替スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化	4,970,383	525,623
管理会社手数料	98,351	71,322
その他の未収収益	237,768	164,301
	<u>36,586,892</u>	<u>27,463,192</u>

注 7 外貨建て資産

2015年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、1,553,051,527米ドル（2014年：855,104,291米ドル）である。

注 8 顧客未払金

2015年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、0米ドル（2014年：0米ドル）であった。

注 9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
優先債務	436,777	927,802
諸債務	793,848	860,695
	<u>1,230,625</u>	<u>1,788,497</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
未払利息	122,762	146,678
未払一般経費	2,575,482	2,531,401
未払手数料	5,881,654	6,241,224
その他の未払費用	16,324	467
その他の仮受金	55,674	12,941
	<u>8,651,896</u>	<u>8,932,711</u>

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日(改正)法に準拠して、通常状況下においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常状況下においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2014年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して弱く(ユーロ安に)なったため、株式にかかる為替差益は、累積していた負のポジションを補填した。繰延税負債は、2014年12月、0米ドルに減少した。

2015年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して一層弱く(ユーロ安に)なり、その結果、当行の財務書類に繰延税は計上されていない。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
報酬引当金	964,145	972,228
先渡取引の未実現損失に対する引当金(注2.3.)	57,517	0
米税金に関連する税金負債に対する引当金	2,512,372	0
	<u>3,534,034</u>	<u>972,228</u>

注13 発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの953,000株およびクラスBの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2015年1月1日現在の残高	3,711,797	74,089,115	22,247
2014年12月31日終了年度の利益			19,547,993
利益の増加			
- 株主への配当金支払			(19,651)
- 純資産税準備金への振替		2,884,276	(2,884,276)
- 2009年純資産税準備金からの振替		(373,035)	373,035
- 自由準備金への割り当て		17,000,000	(17,000,000)
2015年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>93,600,356</u>	<u>39,348</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整

前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。

2015年11月19日付でルクセンブルグ税務当局により発行された通達、Fort. N° 47bisは、納税者が2014年および2015年の両年度の純資産税控除の恩恵を十分に受けるために純資産税準備金を一つのみ設定することが出来るよう、専門の規則を定めている。かかる引当金は、2014年および2015年(経過措置)に利用可能な最も高い控除額の5倍に相当する。

総額15,519,398米ドル(2014年:13,008,157米ドル)の純資産税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2015年3月27日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、2,884,276米ドルを純資産税準備金に割り当て、また、2009年の純資産準備金373,035米ドル(260,000ユーロ)を準備金に計上した。2015年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2015年 純資産税準備金 米ドル	2015年 純資産税準備金 ユーロ
2010年	3,130,000	2,333,120
2011年	3,100,000	2,388,014
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年	2,884,276	2,383,601
2015年12月31日現在の残高	15,519,398	11,861,340

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2015年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2015年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,794,463,543	1,777,335,351
関連会社株式	8,260,895	9,174,388
前払金および未収収益	8,355,333	9,691,913
	1,811,079,771	1,796,201,652

負債

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,405,787,905	1,144,030,619
顧客に対する未払金	297,629,189	129,898,267
未払金および繰延利益	1,969,812	2,566,131
	<u>1,705,386,906</u>	<u>1,276,495,017</u>

当行は、2015年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、2013年6月26日付の（パート４）規則（ＥＵ）575／2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2015年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、1,847,350,183米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2015年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	1,794,463,467
前払金および未収収益	1,491,010
外国為替取引（市場リスク手法）	51,395,706
	<u>1,847,350,183</u>

注16 外貨建て負債

2015年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、1,556,640,235米ドル（2014年：860,565,286米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
発行済念書	<u>556,865</u>	<u>597,989</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	<u>2,313,443</u>	<u>1,033,744</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2015年12月31日および2014年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 その他の事業収益

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
過年度に関する付加価値税（V A T）過払いの調整	0	222,886
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬 （品質保証契約）	66,016	75,048
過年度の一般経費調整からの利益	133,860	216,776
過年度の手数料の調整	68,793	68,759
その他	78,402	104,277
	<u>347,071</u>	<u>687,746</u>

注22 その他の事業費用

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	65,072	79,036
過年度の手数料	115,459	2,732
過年度の利息	4,677	0
その他事業損失	19,965	3,483
	<u>205,173</u>	<u>85,251</u>

注23 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2015年 人数	2014年 人数
上級管理職	18	18
中間管理職	76	63
従業員	70	66
	<u>164</u>	<u>147</u>

注24 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
上級管理職	4,931,286	3,957,339

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注25 その他の一般管理費用

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
賃貸および関連費用	1,028,303	1,088,220
通信費用	316,394	338,691
専門家報酬	1,925,092	1,028,640
データ費用	1,310,126	1,364,404
維持費	857,527	951,111
旅費、交通費、出張費	260,850	219,810
業務費用	3,475,225	3,615,825
システム費用	10,158,996	8,360,247
業務契約	3,685,300	3,800,346
その他の費用	1,214,178	1,067,576
	24,231,991	21,834,870

注26 税金

26.1. 経常収益にかかる税金

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
法人税	5,215,462	6,931,276
地方事業税	1,566,236	2,091,003
	6,781,698	9,022,279

26.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
純資産税*	23,247	25,895
付加価値税（VAT）	644,289	714,359
その他の税金	44,695	38,145
	712,231	778,399

* これは、最低純資産税額21,400ユーロ（23,247米ドル）を表す。

注27 親会社

2015年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社と三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

当行の年次財務書類には、日本国財務省関東財務局の登録金融機関番号33を有し、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目４番５号に登録住所を有する三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の連結財務書類が含まれている。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目７番１号所在の本社より入手することができる。

注28 預金保証制度

金融機関および特定の投資会社の破綻処理、再編および清算手続きに関する法律ならびに預金保証および投資者への補償制度に関する法律（以下「法律」という。）を、金融機関および投資会社の再建、破綻処理に対する枠組みを設定したルクセンブルグ法指令2014／59／ＥＵならびに預金保証および投資者への補償制度に関する指令2014／49／ＥＵに置き替える案が、2015年12月18日に可決された。

「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「ＡＧＤＬ」という。）を通じて現在施行中の預金保証および投資者への補償制度は、新たな拠出制の預金保証および投資者への補償に置き換わる予定である。かかる新制度は、各預金者の適格な預金については100,000ユーロを上限とし、投資については20,000ユーロを上限として補填されるものである。法律はまた、特定の取引または特定の社会目的もしくはその他の目的を満たす預金について、12か月にわたって100,000ユーロを超える金額に対して補填されると規定している。

過年度にＡＧＤＬ目的で年次財務書類において金融機関により設定された当該引当金は、ルクセンブルグの新たな銀行破綻処理基金である「ルクセンブルグ破綻処理基金」（以下「ＦＲＬ」という。）に対する銀行の拠出に従って、それぞれ（未だ設立中である）ルクセンブルグの新たな預金保証基金である「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「ＦＤＧＬ」という。）に対して（選択した会計処理により）利用／取崩される。

法律第１条36において定義されるとおり、ＦＲＬ積立額は、2024年末までにすべての参加各国における認可済み金融機関の付保預金額の少なくとも１％に達する見込みである。かかる金額は、2015年から2024年にわたって、年間拠出を通じて金融機関から回収される予定である。

法律第163条８において定義されるとおり、ＦＤＧＬの積立ての目標水準は、該当する金融機関の付保預金の0.8％に設定されており、年間拠出を通じて、2018年度末までに当該水準に達する見込みである。かかる拠出金は、2016年から2018年にわたる年間支払いの形態で行われる予定である。2015年度については、金融機関は、これらの拠出金を見込んで、年次財務書類中の既存のＡＧＤＬ引当金を（選択した会計処理により）利用／取崩すことにより、付保預金の0.2％の引当金を反映した。

法律第163条８において定義されるとおり、0.8％の水準に達した時に、ルクセンブルグの金融機関は、安全バッファとして追加の付保預金の0.8％を構築するために、さらに８年間継続して拠出するものとする。

2015年度において、当行はＣＳＳＦに対して189,314ドル（173,587ユーロ）の拠出金を支払った。

注29 金融商品の開示

29.1. 主要な非トレーディング金融商品

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,041	0	0	0	1,041
B C L 残高	1,481,703,980	0	0	0	1,481,703,980
金融機関に対するローン および貸付金	1,305,152,942	804,767,000	0	0	2,109,919,942
顧客に対するローンおよび 貸付金	368,502	0	0	0	368,502
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	13,556	13,556
合計	2,787,226,465	804,767,000	0	13,556	3,592,007,021
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,410,185,042	0	0	0	1,410,185,042
顧客に対する未払金	2,062,070,067	0	0	0	2,062,070,067
偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている 項目					
担保証券として差し入れられ た保証金および資産	556,865	0	0	0	556,865
合計	3,472,811,974	0	0	0	3,472,811,974

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	537	0	0	0	537
B C L 残高	186,862,911	0	0	0	186,862,911
金融機関に対するローン および貸付金	1,481,577,409	635,981,900	0	0	2,117,559,309
顧客に対するローンおよび 貸付金	626,640	0	0	0	626,640
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	15,101	15,101
合計	1,669,067,497	635,981,900	0	15,101	2,305,064,498
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,150,186,003	0	0	0	1,150,186,003
顧客に対する未払金	1,044,062,326	0	0	0	1,044,062,326
偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている 項目					
担保証券として差し入れられ た保証金および資産	597,989	0	0	0	597,989
合計	2,194,846,318	0	0	0	2,194,846,318

29.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,013,239,129	1,603,112	0	0	2,014,842,241	15,784,803
スワップ	1,611,373,895	8,011,462	0	0	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,624,613,024	9,614,574	0	0	3,634,227,598	26,376,165
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,248,328,181	1,600,907	0	0	2,249,929,088	18,816,163
スワップ	532,382,521	0	0	0	532,382,521	2,303,443
合計	2,780,710,702	1,600,907	0	0	2,782,311,609	21,119,606

上記の金額には、取引日が2015年12月31日以前で、評価日が2015年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2014年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,315,371,712	19,508,000	0	0	1,334,879,712	17,385,860
スワップ	584,751,638	8,470,350	0	0	593,221,988	2,219,840
合計	1,900,123,350	27,978,350	0	0	1,928,101,700	19,605,700
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,477,239,921	19,649,249	0	0	1,496,889,170	17,027,937
スワップ	278,714,687	0	0	0	278,714,687	1,929,860
合計	1,755,954,608	19,649,249	0	0	1,775,603,857	18,957,797

上記の金額には、取引日が2014年12月31日以前で、評価日が2014年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

29.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2015年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 簿価 米ドル	2014年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	1,481,705,021	186,863,448
ＥＵ加盟国	1,481,705,021	186,863,448
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,109,919,942	2,117,559,309
ＥＵ加盟国	255,517,247	173,637,181
北および中央アメリカ	342,992,404	771,353,251
アジア	1,507,118,254	1,168,315,602
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	3,405,065	2,670,673
オーストラリアおよびニュージーランド	886,972	1,582,602
顧客に対するローンおよび貸付金	368,502	626,640
ＥＵ加盟国	365,584	181,251
北および中央アメリカ	2,918	445,389
株式およびその他の変動利回り有価証券	13,556	15,101
北および中央アメリカ	10,863	12,101
ＥＵ加盟国	2,693	3,000
合計	3,592,007,021	2,305,064,498

29.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2015年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 未払想定元本 米ドル	2015年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	1,366,652,545	12,240,622
アメリカ	647,955,936	3,542,987
アジア	233,760	1,194
スワップ		
ＥＵ加盟国	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,634,227,598	26,376,165

2014年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2014年 未払想定元本 米ドル	2014年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	530,258,219	1,647,715
アメリカ	788,394,261	23,077,972
アジア	16,227,232	215,698
スワップ		
ＥＵ加盟国	593,221,988	1,689,360
合計	1,928,101,700	26,630,745

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2015

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2015	2014
Cash, balances with central banks and post office banks	29.1., 29.3.	1.481.705.021	186.863.448
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 29.1., 29.3.	2.109.919.942	2.117.559.309
a) repayable on demand		1.078.152.942	1.203.577.409
b) other loans and advances		1.031.767.000	913.981.900
Loans and advances to customers	29.1., 29.3.	368.502	626.640
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 29.1., 29.3.	13.556	15.101
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	8.260.895	9.174.388
Tangible assets	5	5.600.613	6.710.869
Other assets		136	181
Prepayments and accrued income	6, 15	36.586.892	27.463.192
TOTAL ASSETS	7	<u>3.642.455.557</u>	<u>2.348.413.128</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2015

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2015	2014
Amounts owed to credit institutions	15, 29.1.	1.410.185.042	1.150.186.003
a) repayable on demand		1.410.185.042	1.150.186.003
Amounts owed to customers	8, 15, 29.1.	2.062.070.067	1.044.062.326
a) repayable on demand		2.062.070.067	1.044.062.326
Other liabilities	9	1.230.625	1.788.497
Accruals and deferred income	10, 15	8.651.896	8.932.711
Provisions		12.645.069	8.954.470
a) provisions for taxation	11	9.111.035	7.982.242
b) other provisions	12	3.534.034	972.228
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	97.312.153	77.800.912
Result brought forward	14	39.348	22.247
Profit for the financial year		13.203.388	19.547.993
TOTAL LIABILITIES	16	<u>3.642.455.557</u>	<u>2.348.413.128</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2015

(in USD)

	Notes	2015	2014
Contingent liabilities	17, 29.1.	556.865	597.989
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		556.865	597.989
Fiduciary operations	20	57.164.073.225	62.811.807.217

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2015

(in USD)

	Notes	2015	2014
Interest receivable and similar income		10.274.222	8.018.852
<u>of which :</u>			
- Negative interest received on deposits		181.978	36
- Interest Gain from foreign currency swap		3.997.581	3.073.730
Interest payable and similar charges		(2.311.791)	(1.539.763)
<u>of which :</u>			
- Negative interest paid on loans and advances		(585.056)	(13.049)
- Interest Loss from foreign currency swap		(17.112)	(83.002)
Income from securities		433.631	140
Income from shares and other variable yield securities		433.631	140
Commission receivable		98.428.083	105.997.544
Commission payable		(43.648.148)	(45.651.511)
Net profit on financial operations		3.694.212	3.579.481
Other operating income	21	347.071	687.746
General administrative expenses		(41.802.616)	(39.883.592)
a) staff costs	23, 24	(17.570.625)	(18.048.722)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(14.446.414)	(15.018.938)
- social security costs		(2.024.301)	(2.071.294)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1.258.548)	(1.302.395)
b) other administrative expenses	25	(24.231.991)	(21.834.870)

	Notes	2015	2014
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.999.802)	(1.774.975)
Other operating charges	22	(205.173)	(85.251)
Provision for contingent liabilities and for commitment	12	(2.512.372)	0
Tax on profit on ordinary activities	11, 26.1.	<u>(6.781.698)</u>	<u>(9.022.279)</u>
Profit on ordinary activities after tax		13.915.619	20.326.392
Other taxes not shown under the preceding items	26.2.	(712.231)	(778.399)
Profit for the financial year		<u>13.203.388</u>	<u>19.547.993</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. ("the Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MUGC hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 Lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has constituted a provision for forward derivatives Loss as of December 31, 2015 for an amount of USD 57.517 (2014: USD 0).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2015 (2014: USD 0).

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;

Software: 4 years and 5 years;

Other intangible assets: 5 years;

Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Not more than three months	227.000.000	278.000.000
More than three months but less than one year	804.767.000	635.981.900
	<u>1.031.767.000</u>	<u>913.981.900</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 8.260.895 and USD 13.556 (2014: USD 9.174.388 and USD 15.101).

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2015, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at	Result for the
	USD	%	31/12/2015	year ended
			USD	31/12/2015
MUGC LUX MANAGEMENT S.A.	8.011.508	100%	9.988.006	1.827.982
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited	249.387	100%	943.469	177.438

As of December 31, 2015, the share capital of "MUGC LUX MANAGEMENT S.A." and MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited" amount respectively to EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively (2014: EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively).

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	9.174.388	0	0	(913.493)	8.260.895	0	8.260.895
2. Tangible assets	16.652.019	1.575.856	(56.311)	(1.702.977)	16.468.587	10.867.974	5.600.613
a) Hardware	1.343.122	129.945	(54.339)	(137.359)	1.281.369	944.450	336.919
b) Software	12.843.727	1.400.587	0	(1.313.509)	12.930.805	8.757.686	4.173.119
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2.465.170	45.324	(1.972)	(252.109)	2.256.413	1.165.838	1.090.575
3. Intangible assets	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1.945.439	0	0	0	1.945.439	1.945.439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Prepaid income taxes	122.070	135.976
Accrued interest income	1.536.361	1.180.222
Prepaid general expenses	2.814.757	2.019.667
Commission on fiduciary operations	1.517.776	1.809.510
Commission on global custody	9.426.884	10.614.920
Commission on investment funds	3.429.370	4.134.906
Other prepayments	214.721	57.181
Advance paid to IRS, US Tax authorities	2.552.106	0
VAT recoverable	9.666.345	6.749.564
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	4.970.383	525.623
Commission from the Management Company	98.351	71.322
Other accrued income	237.768	164.301
	<u>36.586.892</u>	<u>27.463.192</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2015, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 1.553.051.527 (2014: USD 855.104.291).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2015, debts other than those repayable on demand amounted to USD 0 (2014: USD 0).

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Preferential creditors	436.777	927.802
Sundry creditors	793.848	860.695
	<u>1.230.625</u>	<u>1.788.497</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Accrued interest expenses	122.762	146.678
Accrued general expenses	2.575.482	2.531.401
Accrued commission	5.881.654	6.241.224
Other accrued expenses	16.324	467
Other suspense receipt	55.674	12.941
	<u>8.651.896</u>	<u>8.932.711</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

As at December 31, 2014, due to the depreciation of the Euro against US dollars, the foreign exchange gain on equity had compensated the accumulated negative position. The deferred tax liabilities had been reduced to USD 0 as of December 2014.

As at December 31, 2015, Euro weakened more against US dollars and consequently, the Bank did not account for deferred tax.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Provision for remuneration	964.145	972.228
Provision for unrealized losses on forward deals (note 2.3.)	57.517	0
Provision for tax liabilities in relation with US taxes	2.512.372	0
	<u>3.534.034</u>	<u>972.228</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2015	3.711.797	74.089.115	22.247
Profit for the year ended December 31, 2014			19.547.993
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(19.651)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax		2.884.276	(2.884.276)
- Transfer from Reserve for NWT 2009		(373.035)	373.035
- Allocation to Free reserve		17.000.000	(17.000.000)
Balance at December 31, 2015	<u>3.711.797</u>	<u>93.600.356</u>	<u>39.348</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

The Circular L. Fort. N° 47bis issued by the Luxembourg Tax Authorities on 19 November 2015, provides for a dedicated rule allowing the taxpayer to create only one net wealth tax reserve to fully benefit from the Net Wealth Tax reduction for both 2014 and 2015. This reserve should correspond to five times the amount of the highest reduction available for 2014 and 2015 (transitional measure). The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 15.519.398 (2014: USD 13.008.157).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 27, 2015, the Bank has allocated an amount of USD 2.884.276 to Reserve for Net Worth Tax and reversed the available Net worth tax constituted in 2009 which amounted to USD 373.035 (EUR 260.000). The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2015.

Years	2015	2015
	Reserve for Net Worth Tax USD	Reserve for Net Worth Tax EUR
2010	3.130.000	2.333.120
2011	3.100.000	2.388.014
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
2014	2.884.276	2.383.601
Balance at December 31, 2015	<u>15.519.398</u>	<u>11.861.340</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special "On-line costs reserve" for a total amount of USD 60.000.000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50.000.000 from this reserve to absorb the losses created by the special "On-line costs". The remaining balance of USD 10.000.000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2015.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2015, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2015	2014
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	1.794.463.543	1.777.335.351
Shares in affiliated undertakings	8.260.895	9.174.388
Prepayments and accrued income	8.355.333	9.691.913
	<u>1.811.079.771</u>	<u>1.796.201.652</u>

LIABILITIES

	2015	2014
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1.405.787.905	1.144.030.619
Amounts owed to customers	297.629.189	129.898.267
Accruals and deferred income	1.969.812	2.566.131
	<u>1.705.386.906</u>	<u>1.276.495.017</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2015 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2015, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 1.847.350.183 and can be analysed as follows:

	2015 USD
Loans and advances to credit institutions	1.794.463.467
Prepayments and accrued income	1.491.010
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	51.395.706
	<u>1.847.350.183</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2015, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 1.556.640.235 (2014: USD 860.565.286).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2015 USD	2014 USD
Counter-guarantees issued	<u>556.865</u>	<u>597.989</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	2.313.443	1.033.744

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2015 and 2014:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 21 - OTHER OPERATING INCOME

	2015	2014
	USD	USD
Adjustment of overpayment of VAT related to previous years	0	222.886
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	66.016	75.048
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	133.860	216.776
Adjustment for commission previous years	68.793	68.759
Other	78.402	104.277
	<u>347.071</u>	<u>687.746</u>

NOTE 22 - OTHER OPERATING CHARGES

	2015	2014
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	65.072	79.036
Commission previous years	115.459	2.732
Interest on previous years	4.677	0
Others operating losses	19.965	3.483
	<u>205.173</u>	<u>85.251</u>

NOTE 23 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2015	2014
	Number	Number
Senior management	18	18
Middle management	76	63
Employees	70	66
	<u>164</u>	<u>147</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 24 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2015	2014
	USD	USD
Senior management	<u>4.931.286</u>	<u>3.957.339</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2015 and 2014, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 25 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2015	2014
	USD	USD
Rent and related expenses	1.028.303	1.088.220
Telecommunication expenses	316.394	338.691
Professional fees	1.925.092	1.028.640
Data charges	1.310.126	1.364.404
Maintenance	857.527	951.111
Travelling, moving, business trips	260.850	219.810
Service fee	3.475.225	3.615.825
System cost	10.158.996	8.360.247
Service contracts	3.685.300	3.800.346
Other expenses	<u>1.214.178</u>	<u>1.067.576</u>
	<u>24.231.991</u>	<u>21.834.870</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 26 - TAX

26.1. Tax on profit on ordinary activities

	2015	2014
	USD	USD
Corporate Income Tax	5.215.462	6.931.276
Municipal Business Tax	1.566.236	2.091.003
	<u>6.781.698</u>	<u>9.022.279</u>

26.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2015	2014
	USD	USD
Net worth tax*	23.247	25.895
VAT	644.289	714.359
Other taxes	44.695	38.145
	<u>712.231</u>	<u>778.399</u>

* This represents minimum net worth tax due of EUR 21.400 (USD 23.247).

NOTE 27 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2015, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 28 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes ("the Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee and investor compensation scheme currently in place through the "Association pour la Garantie des Dépôts Luxembourg" (AGDL) will be replaced by a new contribution based system of deposit guarantee and investor compensation. This new system will cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

The provisions which have been created in the past by credit institutions for the purpose of AGDL in their annual accounts will be used/released (depending on the accounting treatment chosen) according to the contributions of the banks to the new Luxembourg banking resolution fund "Fonds de résolution Luxembourg" (FRL), respectively to the new Luxembourg deposit guarantee fund "Fonds de garantie des dépôts Luxembourg" (FDGL), which is still to be established.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 1 number 36 of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected from the credit institutions through annual contributions during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FDGL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 163 number 8 of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. The contributions are to be made in the form of annual payments during the years 2016 to 2018. For 2015, the credit institutions have reflected a provision of 0,2% of covered deposits in order to anticipate these contributions, using/releasing (depending on the accounting treatment chosen) the existing AGDL provision in their annual accounts.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0,8% of covered deposits as defined in article 163 number 8 of the Law.

In 2015 the Bank has paid a contribution to the CSSF for USD 189.314 (EUR 173.587) for FRL.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

NOTE 29 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

29.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1.041	0	0	0	1.041
Balances with the BCL	1.481.703.980	0	0	0	1.481.703.980
Loans and advances to credit institutions	1.305.152.942	804.767.000	0	0	2.109.919.942
Loans and advances to customers	368.502	0	0	0	368.502
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13.556	13.556
Total	<u>2.787.226.465</u>	<u>804.767.000</u>	<u>0</u>	<u>13.556</u>	<u>3.592.007.021</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.410.185.042	0	0	0	1.410.185.042
Amounts owed to customers	2.062.070.067	0	0	0	2.062.070.067
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	556.865	0	0	0	556.865
Total	<u>3.472.811.974</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3.472.811.974</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² ₆₄ 3 months	²² ₆₄ > 3 months 1 year	²² ₆₄ > 1 year 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	537	0	0	0	537
Balances with the BCL	186.862.911	0	0	0	186.862.911
Loans and advances to credit institutions	1.481.577.409	635.981.900	0	0	2.117.559.309
Loans and advances to customers	626.640	0	0	0	626.640
Shares and other variable yield securities	0	0	0	15.101	15.101
Total	<u>1.669.067.497</u>	<u>635.981.900</u>	<u>0</u>	<u>15.101</u>	<u>2.305.064.498</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.150.186.003	0	0	0	1.150.186.003
Amounts owed to customers	1.044.062.326	0	0	0	1.044.062.326
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	597.989	0	0	0	597.989
Total	<u>2.194.846.318</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.194.846.318</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.013.239.129	1.603.112	0	0	2.014.842.241	15.784.803
Swaps	1.611.373.895	8.011.462	0	0	1.619.385.357	10.591.362
Total	<u>3.624.613.024</u>	<u>9.614.574</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3.634.227.598</u>	<u>26.376.165</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	2.248.328.181	1.600.907	0	0	2.249.929.088	18.816.163
Swaps	532.382.521	0	0	0	532.382.521	2.303.443
Total	<u>2.780.710.702</u>	<u>1.600.907</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.782.311.609</u>	<u>21.119.606</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2015 and a value date after December 31, 2015.

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² _{6.4} 3 months	²² _{6.4} > 3 months 1 year	²² _{6.4} > 1 year 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.315.371.712	19.508.000	0	0	1.334.879.712	17.385.860
Swaps	584.751.638	8.470.350	0	0	593.221.988	2.219.840
Total	<u>1.900.123.350</u>	<u>27.978.350</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.928.101.700</u>	<u>19.605.700</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	1.477.239.921	19.649.249	0	0	1.496.889.170	17.027.937
Swaps	278.714.687	0	0	0	278.714.687	1.929.860
Total	<u>1.755.954.608</u>	<u>19.649.249</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.775.603.857</u>	<u>18.957.797</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2014 and a value date after December 31, 2014.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2015 Carrying amount in USD	2014 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	1.481.705.021	186.863.448
EU member countries	1.481.705.021	186.863.448
Loans and advances to credit institutions	2.109.919.942	2.117.559.309
EU member countries	255.517.247	173.637.181
North & Central America	342.992.404	771.353.251
Asia	1.507.118.254	1.168.315.602
Europe, non-EU member countries	3.405.065	2.670.673
Australia and New Zealand	886.972	1.582.602
Loans and advances to customers	368.502	626.640
EU member countries	365.584	181.251
North & Central America	2.918	445.389
Shares and other variable yield securities	13.556	15.101
North & Central America	10.863	12.101
EU member countries	2.693	3.000
Total	<u>3.592.007.021</u>	<u>2.305.064.498</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

29.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2015 Notional/ payable amount in USD	2015 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	1.366.652.545	12.240.622
America	647.955.936	3.542.987
Asia	233.760	1.194
Swaps		
EU member countries	1.619.385.357	10.591.362
Total	<u>3.634.227.598</u>	<u>26.376.165</u>

MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2015

- continued -

As at December 31, 2014, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2014 Notional/ payable amount in USD	2014 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	530.258.219	1.647.715
America	788.394.261	23.077.972
Asia	16.227.232	215.698
Swaps		
EU member countries	593.221.988	1.689.360
Total	<u>1.928.101.700</u>	<u>26.630.745</u>

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所を下線で示します。

表紙

< 訂正前 >

(前略)

発行者名

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

(注) 平成28年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.) はその名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) に変更する。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

発行者名

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)

(後略)

第一部 証券情報

(前略)

< 訂正前 >

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券で、新興国高利回り社債ファンド
米ドル建受益証券および新興国高利回り社債ファンド
豪ドル建 豪ドルヘッジ受益証券 (以下、個別にまたは
総称して「ファンド証券」または「受益証券」とい
う。) の2種類の受益証券について、本書により募集が
行われる。

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.) (以下「管理
会社」という。) の依頼により信用格付業者から提供さ
れもしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者
から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付は
ない。

(注) 平成28年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカスト
ディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody
S.A.) はその名称をルクセンブルク三菱UFJインベスター
サービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services &
Banking (Luxembourg) S.A.) に変更する。

受益証券は、追加型である。

(後略)

< 訂正後 >

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

記名式無額面受益証券で、新興国高利回り社債ファンド
米ドル建受益証券および新興国高利回り社債ファンド
豪ドル建 豪ドルヘッジ受益証券(以下、個別にまたは
総称して「ファンド証券」または「受益証券」とい
う。)の2種類の受益証券について、本書により募集が
行われる。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking

(Luxembourg) S.A.)(以下「管理会社」という。)の

依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供
された信用格付または信用格付業者から提供されもし
くは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は、追加型である。

(後略)

第二部 ファンド情報

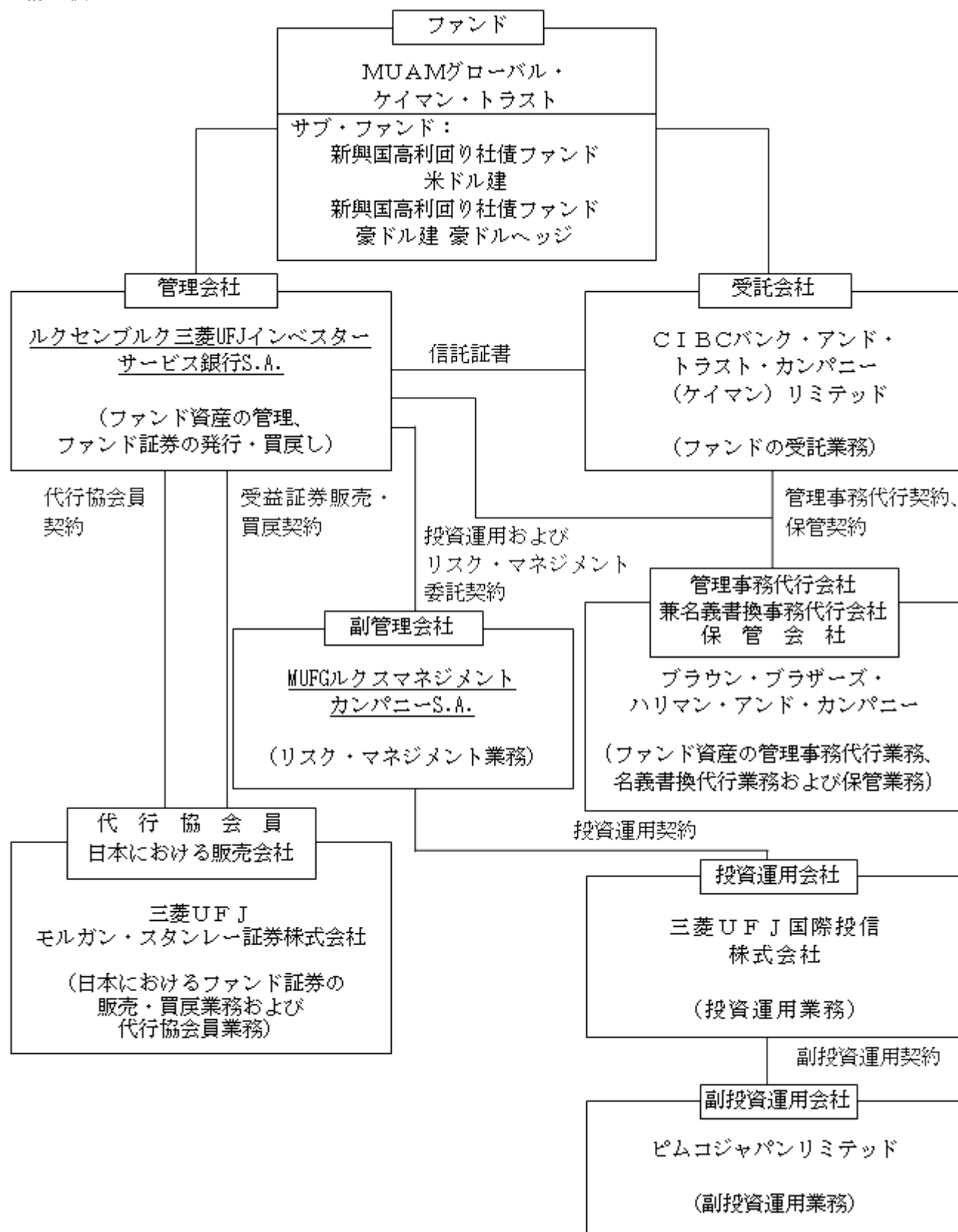
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

<訂正後>



(後略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ミツビシUFJグローバル カストディ・エス・エイ (Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)	管理会社	平成25年1月18日付で信託証書(改訂済)および補遺信託証書(以下「信託証書」と総称する。)を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。

(中略)

エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ (MUGC Lux Management S.A.)	副管理会社	平成26年4月30日付で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約(注1)を管理会社と締結する。同契約は、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務について規定している。
---	-------	---

(後略)

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行 S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理会社	平成25年1月18日付で信託証書(改訂済)および補遺信託証書(以下「信託証書」と総称する。)を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。

(中略)

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.)	副管理会社	平成26年4月30日付で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約(注1)を管理会社と締結する。同契約は、投資運用業務およびリスク・マネジメント業務について規定している。
---	-------	---

(後略)

管理会社の概況

<訂正前>

(前略)

() 資本金の額(平成28年2月末日現在)

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル(約42億円)

発行済株式総数 1,002,080株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(注) 米ドルの円貨換算は、平成28年2月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=113.62円による。

() 会社の沿革

昭和49年4月11日 設立

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エ
ス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセン
ブルグ)エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブル
グ)エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エ
イに変更

() 大株主の状況

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

() 資本金の額(平成28年5月末日現在)

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル(約41億円)

発行済株式総数 1,002,080株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(注) 米ドルの円貨換算は、平成28年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で
ある、1米ドル = 110.94円による。

() 会社の沿革

昭和49年4月11日 設立

平成18年1月1日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エ
ス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセン
ブルグ)エス・エイに変更

平成19年4月2日 会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブル
グ)エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エ
イに変更

平成28年5月1日 会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルク
センブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

() 大株主の状況

(後略)

２ 投資方針

（１）投資方針

<訂正前>

（前略）

新興国の高利回り社債

サブ・ファンドがフィーダー・ファンドを通じて投資する新興国高利回り社債とは、経済が発展途上にあり今後の急速な経済成長が期待できる国々の企業が発行し、格付会社（スタンダード・アンド・プアーズ（以下「Ｓ＆Ｐ」という。））、ムーディーズ・インベスター・サービス（以下「Moody's」という。）その他の格付機関）からＢＢ格相当（Ｓ＆Ｐ）またはＢa格相当（Moody's）以下の低い格付けを付与された債券をいう。

（後略）

<訂正後>

（前略）

新興国の高利回り社債

サブ・ファンドがフィーダー・ファンドを通じて投資する新興国高利回り社債とは、経済が発展途上にあり今後の急速な経済成長が期待できる国々の企業が発行し、格付会社（Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（以下「Ｓ＆Ｐ」という。））、ムーディーズ・インベスター・サービス（以下「Moody's」という。）その他の格付機関）からＢＢ格相当（Ｓ＆Ｐ）またはＢa格相当（Moody's）以下の低い格付けを付与された債券をいう。

（後略）

(3) 運用体制

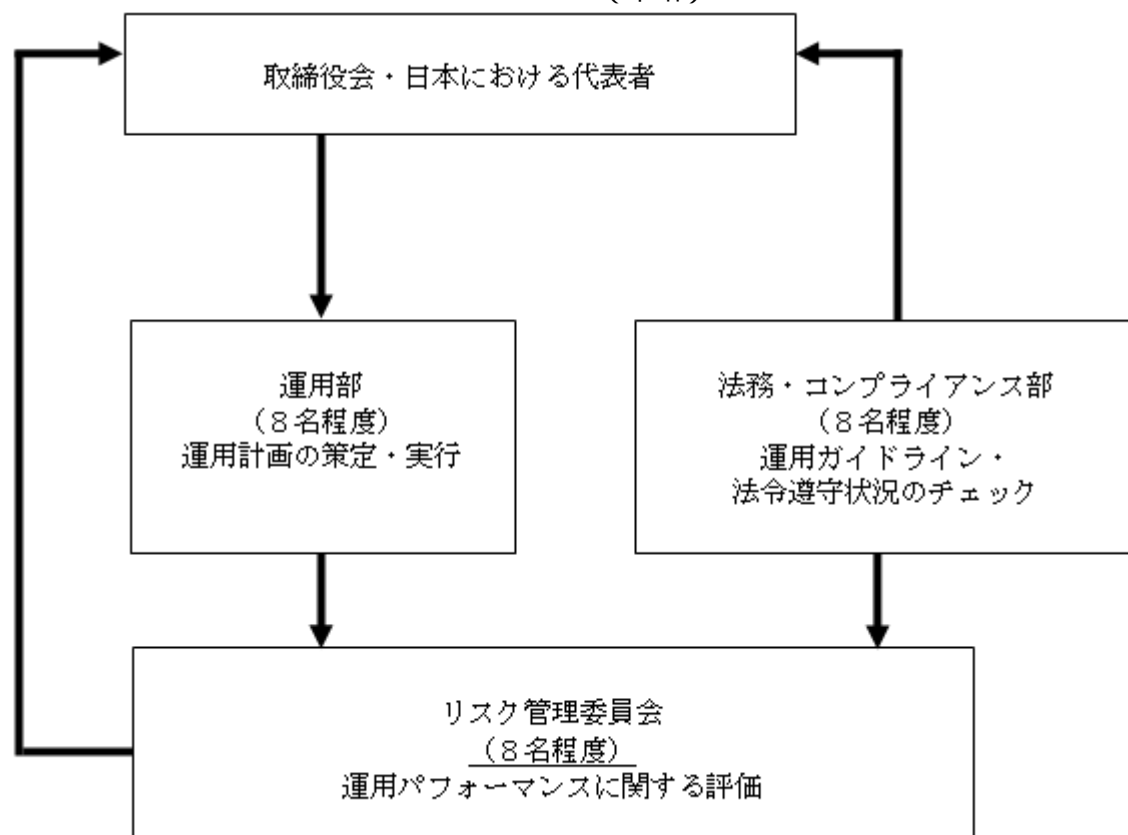
<訂正前>

(イ) サブ・ファンドの運用体制

(中略)

副投資運用会社の運用体制

(中略)



運用に関する主な社内規定は以下のとおりである。

内部者取引未然防止規程

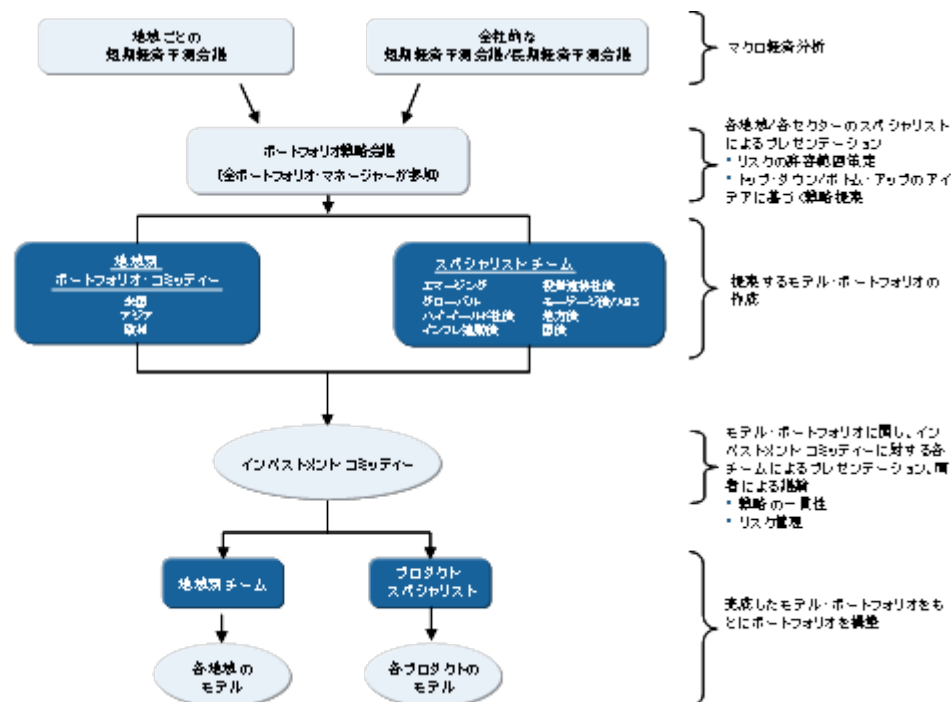
最良執行規程

上記運用体制は、平成28年 2月末日 現在のものであり、今後変更する場合がある。

(ロ) 投資先ファンドの運用体制

運用プロセス

- ・ 長期的な視点に基づいた投資戦略
- ・ トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- ・ 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用

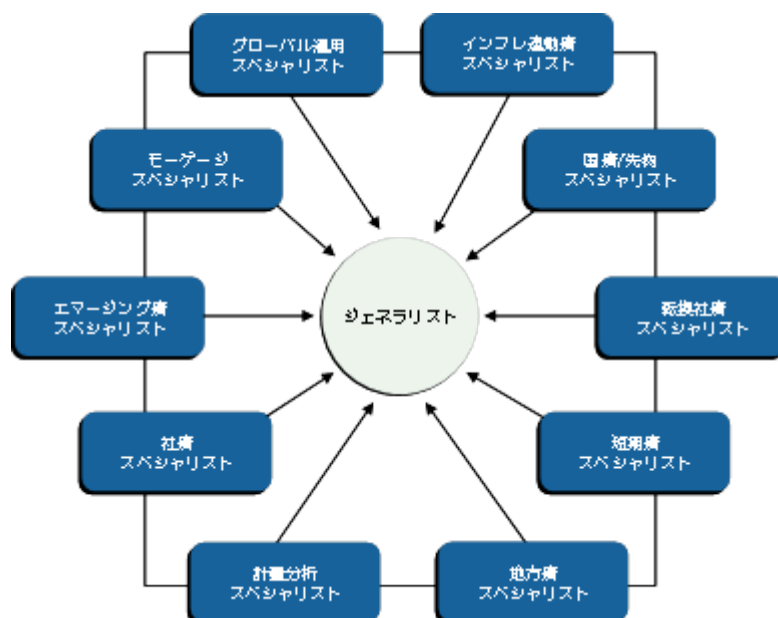


(平成28年2月末日現在)

(中略)

運用体制

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリスト・チームによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



(平成28年2月末日現在)

(後略)

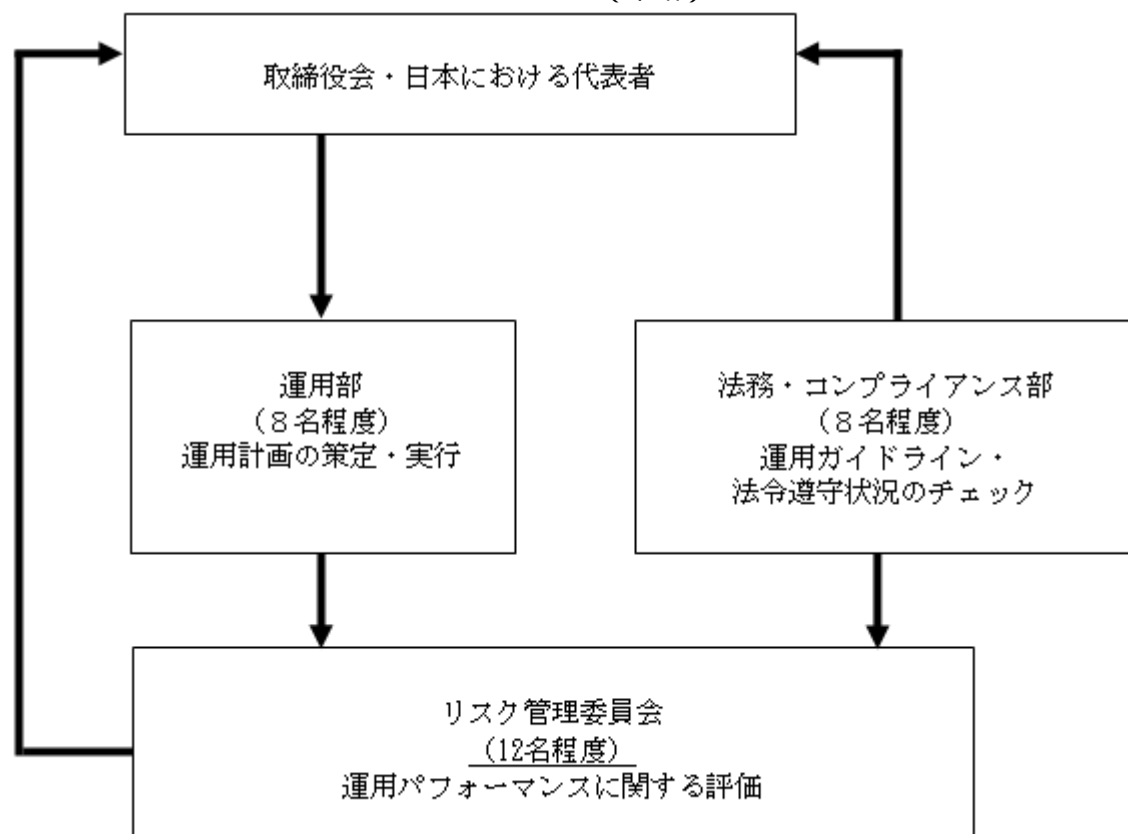
<訂正後>

(イ) サブ・ファンドの運用体制

(中略)

副投資運用会社の運用体制

(中略)



運用に関する主な社内規定は以下のとおりである。

内部者取引未然防止規程

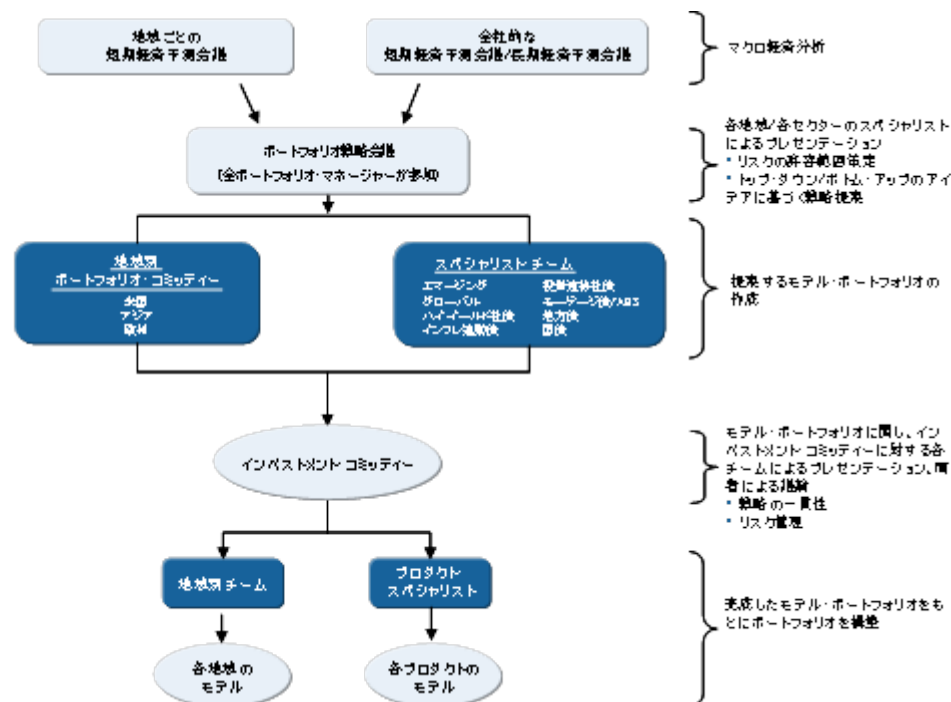
最良執行規程

上記運用体制は、平成28年5月末日現在のものであり、今後変更する場合がある。

(ロ) 投資先ファンドの運用体制

運用プロセス

- ・ 長期的な視点に基づいた投資戦略
- ・ トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- ・ 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用

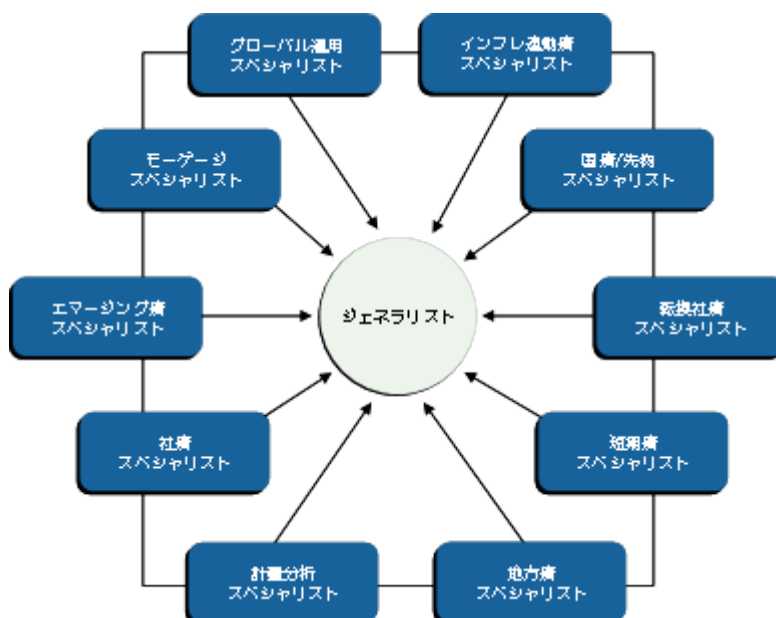


(平成28年5月末日現在)

(中略)

運用体制

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリスト・チームによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



(平成28年5月末日現在)

(後略)

3 投資リスク

(2) リスクに対する管理体制

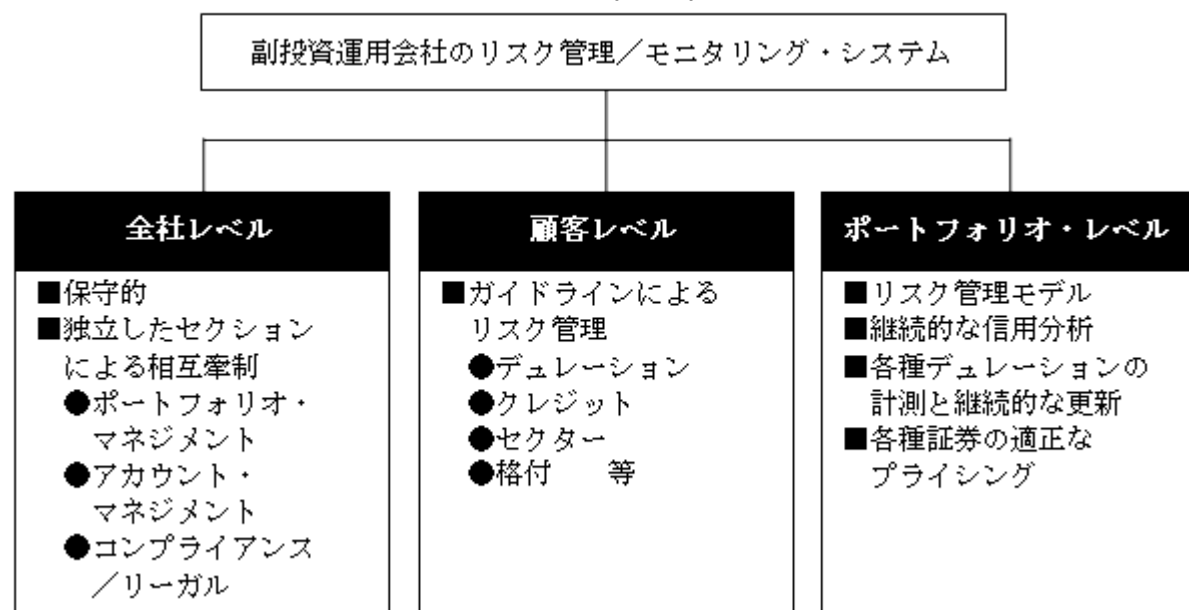
<訂正前>

(イ) サブ・ファンドのリスク管理体制

(中略)

副投資運用会社のリスク管理体制

(中略)

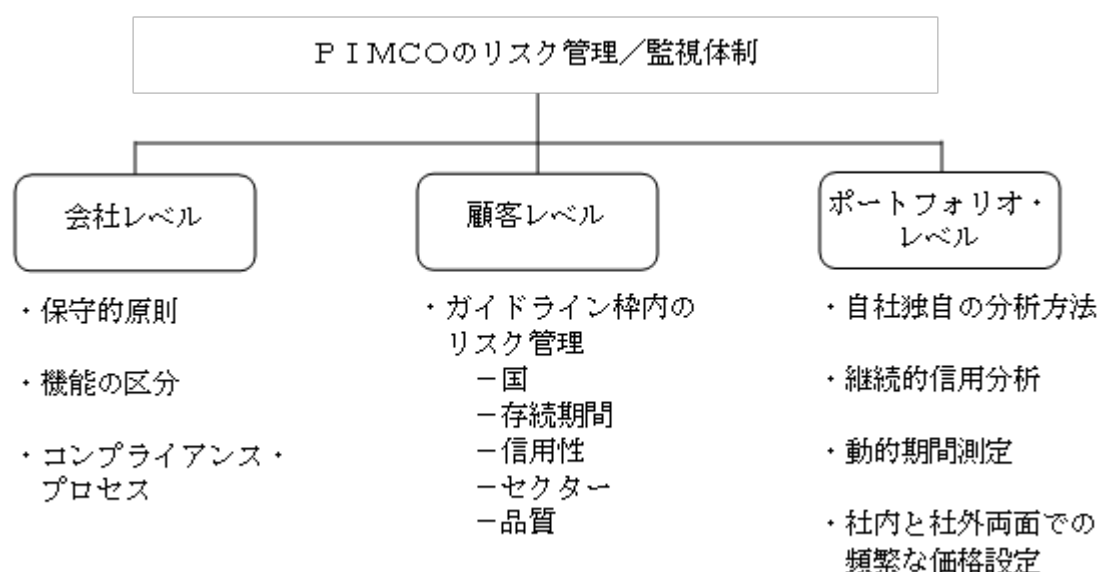


(平成28年2月末日現在)

(ロ) 投資先ファンドのリスク管理体制

(中略)

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



PIMCOのインベストメント・コミッティーが多岐にわたるポートフォリオ・リスクを監視する。

(平成28年2月末日現在)

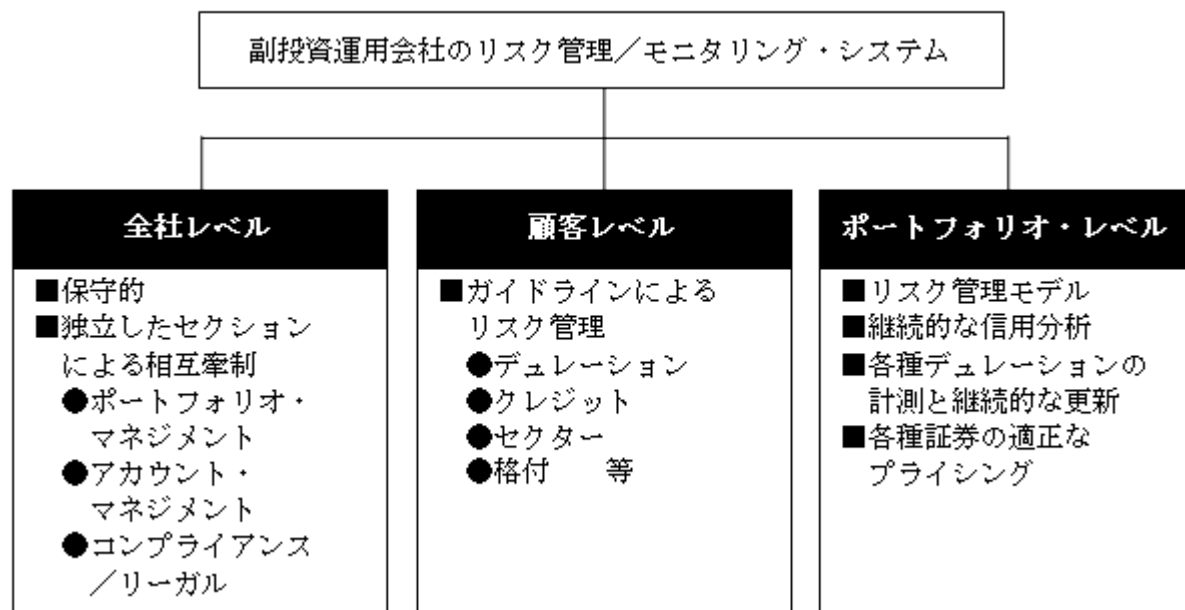
<訂正後>

(イ) サブ・ファンドのリスク管理体制

(中略)

副投資運用会社のリスク管理体制

(中略)

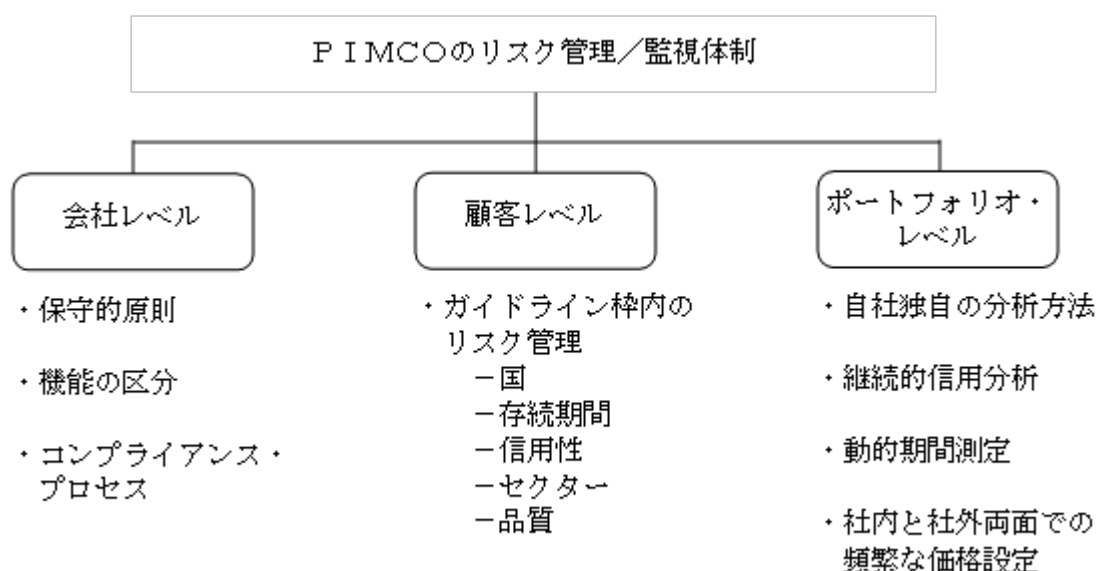


(平成28年5月末日現在)

(ロ) 投資先ファンドのリスク管理体制

(中略)

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



PIMCOのインベストメント・コミッティーが多岐にわたるポートフォリオ・リスクを監視する。

(平成28年5月末日現在)

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

< 訂正前 >

（前略）

（Ａ）日本

平成28年 3 月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

平成28年 3 月31日現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（Ａ）日本

平成28年 6 月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

平成28年 6 月30日現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

5 運用状況

（２）投資資産

< 訂正前 >

投資有価証券の主要銘柄（平成28年 2 月末日現在）

< 米ドル建 >

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ビムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラスF（USD）	バミューダ	投資信託	856,851.14	8.34	7,149,591.22	6.69	5,732,334.13	99.59

< 豪ドル建 豪ドルヘッジ >

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ビムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラスF（AUD）	バミューダ	投資信託	273,465.91	7.95	2,173,053.20	6.76	1,848,629.53	99.70

< 参考情報 >

〔ご参考〕 ビムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド (M) の運用状況

順位	組入上位銘柄	クーポン	償還日	組入比率(%)
1	STUDIO CITY FINANCE LTD SR UNSEC 144A	8.500%	2020/12/01	2.87%
2	YPF SOCIEDAD ANONIMA SR UNSEC 144A	8.500%	2025/07/28	2.72%
3	DIGICEL GROUP LTD SR UNSEC 144A	8.250%	2020/09/30	2.14%
4	SBERBANK (SB CAP SA) LPN COCO REGS	5.500%	2024/02/26	2.13%
5	VTR FINANCE BV SEC 144A	6.875%	2024/01/15	1.74%
6	WYNN MACAU LTD SR UNSEC 144A	5.250%	2021/10/15	1.71%
7	GAZPROM (GAZ CAPITAL SA) SR UNS	5.999%	2021/01/23	1.67%
8	VIMPELCOM HLDGS CO GTD REGS	7.504%	2022/03/01	1.50%
9	DIGICEL GROUP LTD REGS SR UNSEC	8.250%	2020/09/30	1.48%
10	PETROBRAS GLOBAL FINANCE CO GTD	6.750%	2041/01/27	1.44%

- 組入比率は、債券評価額の比率を小数第3位を四捨五入して表示しています。
- 現金同等資産（米国短期国債等）を除いて表示しています。

投資不動産物件（平成28年 2 月末日現在）

該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの（平成28年 2 月末日現在）

該当事項なし。

< 訂正後 >

投資有価証券の主要銘柄（平成28年 5 月末日現在）

< 米ドル建 >

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ビムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド A - クラス F (USD)	バミューダ	投資信託	844,113.11	8.26	6,970,150.58	7.07	5,967,879.69	99.54

< 豪ドル建 豪ドルヘッジ >

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ビムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド B - クラス F (AUD)	バミューダ	投資信託	233,526.83	7.76	1,811,561.06	7.07	1,651,034.67	99.90

< 参考情報 >

〔ご参考〕ピムコ バミューダ エマージング マーケット ハイ イールド コーポレート ボンド ファンド (M) の運用状況

順位	組入上位銘柄	クーポン	償還日	組入比率(%)
1	YPF SOCIEDAD ANONIMA SR UNSEC 144A	8.500%	2025/07/28	2.35%
2	DIGICEL GROUP LTD SR UNSEC 144A	8.250%	2020/09/30	2.23%
3	STUDIO CITY FINANCE LTD SR UNSEC 144A	8.500%	2020/12/01	2.21%
4	SBERBANK (SB CAP SA) LPN COCO REGS	5.500%	2024/02/26	1.95%
5	ALTICE FINANCING SA SR SEC 144A	7.500%	2026/05/15	1.72%
6	VTR FINANCE BV SEC 144A	6.875%	2024/01/15	1.71%
7	WYNN MACAU LTD SR UNSEC 144A	5.250%	2021/10/15	1.62%
8	PETROBRAS GLOBAL FINANCE CO GTD	6.750%	2041/01/27	1.55%
9	DIGICEL GROUP LTD REGS SR UNSEC	8.250%	2020/09/30	1.54%
10	GAZPROM (GAZ CAPITAL SA) SR UNS	5.999%	2021/01/23	1.50%

● 組入比率は、債券評価額の比率を小数第3位を四捨五入して表示しています。

● 現金同等資産（米国短期国債等）を除いて表示しています。

投資不動産物件（平成28年 5 月末日現在）

該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの（平成28年 5 月末日現在）

該当事項なし。

[次へ](#)

第三部 特別情報

第１ 管理会社の概況

１ 管理会社の概況

（３）役員および従業員の状況

<訂正前>

（本書の日付現在）

氏名	役職名	略歴	
寺脇 恒	マネージング・ディレクター	昭和62年４月 平成27年６月	三菱信託銀行株式会社（現・三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入行 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入社
倉部 正士	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和63年４月 平成26年３月	株式会社東京銀行（現・株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ入社

<訂正後>

（平成28年５月末日現在）

氏名	役職名	略歴	
寺脇 恒	マネージング・ディレクター	昭和62年４月 平成27年６月	三菱信託銀行株式会社（現・三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入行 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（現・ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.）入社
倉部 正士	デプティ・マネージング・ディレクター	昭和63年４月 平成26年３月	株式会社東京銀行（現・株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ（現・ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.）入社

第２ その他の関係法人の概況

１ 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前略）

（２）エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ（MUGC Lux Management S.A.）（「副管理会社」）

（中略）

（ロ）事業の内容

管理会社は、投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイをサブ・ファンドに投資運用業務およびリスク・マネジメント業務を提供する副管理会社として任命した。更に、副管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）としての免許を取得次第、オルタナティブ投資ファ

ンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会通達2011/61/EU(以下「本通達」という。)に基づくAIFMとしても稼動する。サブ・ファンドは、本通達に基づくオルタナティブ投資ファンドの適格性を有する。副管理会社は、ルクセンブルクの金融規制当局に対しAIFMの免許を申請している。副管理会社は、投資運用機能を投資運用会社に外部委託するが、リスク・マネジメント機能は常に自らが保持する。AIFMは、本通達に基づき、投資運用機能およびリスク・マネジメント機能というAIFMの機能の少なくとも1つを自ら実行しなければならない。

副管理会社は、投資ファンドの管理を目的とする会社である。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(2) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(MUFG Lux Management Company S.A.)(「副管理会社」)

(中略)

(ロ) 事業の内容

管理会社は、投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.をサブ・ファンドに投資運用業務およびリスク・マネジメント業務を提供する副管理会社として任命した。更に、副管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」という。)としての免許を取得次第、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会通達2011/61/EU(以下「本通達」という。)に基づくAIFMとしても稼動する。サブ・ファンドは、本通達に基づくオルタナティブ投資ファンドの適格性を有する。副管理会社は、ルクセンブルクの金融規制当局に対しAIFMの免許を申請している。副管理会社は、投資運用機能を投資運用会社に外部委託するが、リスク・マネジメント機能は常に自らが保持する。AIFMは、本通達に基づき、投資運用機能およびリスク・マネジメント機能というAIFMの機能の少なくとも1つを自ら実行しなければならない。

副管理会社は、投資ファンドの管理を目的とする会社である。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

(2) エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ(MUGC Lux Management S.A.)(「副管理会社」)

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、サブ・ファンドのリスク・マネジメントに関する業務を行う。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(2) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(MUFG Lux Management Company S.A.)(「副管理会社」)

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、サブ・ファンドのリスク・マネジメントに関する業務を行う。

(後略)

3 資本関係

<訂正前>

エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイの100%子会社である。

ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイおよび三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

<訂正後>

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の100%子会社である。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

別紙 A

定義

<訂正前>

(前略)

「管理会社」とは、サブ・ファンドの管理会社であるミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイおよびその承継会社をいう。

(中略)

「副管理会社」とは、サブ・ファンドの副管理会社であるエムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイおよびその承継会社をいう。

(後略)

<訂正後>

(前略)

「管理会社」とは、サブ・ファンドの管理会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.およびその承継会社をいう。

(中略)

「副管理会社」とは、サブ・ファンドの副管理会社であるMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.およびその承継会社をいう。

(後略)

ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイ
取締役会各位
ルクセンブルグＬ - 1150、アーロン通り 287 - 289番

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2015年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。

監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ミツビシＵＦＪグローバルカストディ・エス・エイの2015年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法律および規制の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営者報告書は、本財務書類と一致している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕
ラファエル・シャルリエ、公認の監査人
パートナー

2016年 3 月14日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2015 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the *réviseur d'entreprises agréé's* judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the *réviseur d'entreprises agréé* considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ GLOBAL CUSTODY S.A. as of December 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Raphaël Charlier, *Réviseur d'entreprises agréé*
Partner

March 14, 2016

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。